

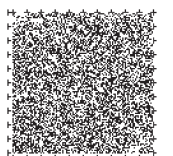
尾道市

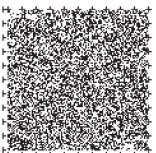
第5次障害者保健福祉計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画



この案内には音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聴くことができます。

令和6年3月





「尾道市第5次障害者保健福祉計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の策定にあたって

本市では、障害者基本法に基づき、障害保健福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、平成30年3月に6年間を計画期間とする「尾道市第4次障害者保健福祉計画」を策定しました。また障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に関する目標との方策を定める実施計画として令和3年3月に3年間を計画期間とする「尾道市第6期障害福祉計画及び尾道市第2期障害児福祉計画」を策定しました。



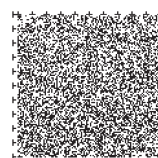
この間、これらの計画の基本目標として掲げる「“生涯”ともに支えあい 自分らしく暮らせるまち おのみち」の実現に向けて、障害の有無に関わらず、全ての人が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことのできるよう、一人ひとりのニーズに対応したサービスの提供や基盤の整備に努めるとともに、全ての人々の人権が尊重され、あらゆる面で差別のない平等なバリアフリー（障壁のない）社会の実現に向け、各種施策を展開してきました。

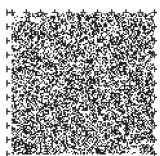
今回策定した「尾道市第5次障害者保健福祉計画、尾道市第7期障害福祉計画及び尾道市第3期障害児福祉計画」においても、令和6年4月1日からの障害者差別解消法に基づく事業者が提供する合理的配慮の義務化や、障害の重度化・重複化、障害のある人や家族の高齢化等により多様化・複雑化する障害福祉サービスのニーズの変化といった障害のある人を取りまく状況の変化に対応しながら、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な施策に積極的に取り組むこととしております。

最後に本計画の策定にあたりまして、尾道市障害者保健福祉計画等策定委員並びに尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見や多大なるご協力をいただきました関係者の皆様や市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

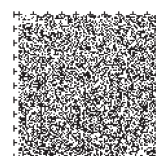
尾道市長 平谷 祐宏



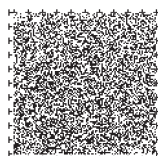


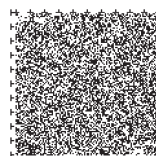
目次

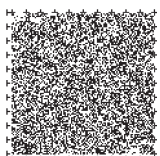
第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き	2
3. 国の基本計画について	4
4. 国の基本的な指針について	6
5. 計画の位置づけ	8
6. 計画の期間	9
7. 障害のある人の定義	9
8. 障害の有無に関わらず全ての市民が人格と個性を尊重しながら共生する社会を目指して ..	10
9. 計画策定に向けた調査について	12
10. SDGsについて	13
11. 障害保健福祉圏域の考え方	14
第2章 障害のある人等を取り巻く状況	15
1. 人口の推移	15
2. 障害者手帳所持者数の状況	16
3. 身体障害者手帳所持者の状況	17
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	18
5. 療育手帳所持者の状況	20
6. 自立支援給付及び障害児通所支援給付	21
7. 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒	21
8. 市民アンケートの結果概要	22
9. 事業所アンケートの結果概要	39
10. 関係団体ヒアリングの結果概要	40
第3章 計画の理念と体系	42
1. 基本理念	42
2. 施策推進の基本方針	43
3. 施策体系	44
4. 施策の展開	46
基本方針1 ライフステージに応じた支援	46
(1) ライフステージを通して健やかであるために	46
(2) 学校に行くまで(乳幼児期)	55
(3) 学校に行きながら(学齢期)	59
(4) 社会に出て(青年・壮年期)	63



基本方針2 ともに暮らす地域づくり	69
(1) 相互理解と交流	69
《障害に関する様々なマーク》.....	70
(2) 建築物の構造改善、住宅整備の推進	71
(3) 移動・交通対策の推進	72
(4) 防犯・防災対策の推進	73
(5) 情報提供の充実	74
(6) スポーツ・文化活動の推進	75
(7) 社会参加の促進	77
(8) 権利擁護の推進	78
(9) 虐待防止に対する取組の強化	79
(10) 人権の推進	81
(11) 医療・リハビリテーション体制の充実	83
第4章 基本指針による成果目標	84
1. 成果目標について	84
2. 成果目標に対する目標値	86
第5章 基本指針による活動指標	91
1. 訪問系サービス	91
2. 日中活動系サービス	93
3. 居住系サービス	96
4. 相談支援	97
5. 発達障害者等に対する支援	98
6. 精神障害に対する支援体制	100
7. 相談支援体制の充実・強化のための取組	103
8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	106
第6章 地域生活支援事業について	108
第7章 障害児福祉サービスの見込みと確保策	112
1. 障害児通所支援、障害児相談支援等	112
2. 子ども・子育て支援等	114
第8章 計画の推進のために	115
1. 計画の推進体制	115
2. 計画の評価・検証	115
参考資料	116
1. 設置要綱	116
2. 委員名簿	120
3. 計画策定経過	122
4. 用語の解説	124







第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国における障害者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成 18（2006）年 12 月 13 日に国連総会において採択されました。我が国は翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

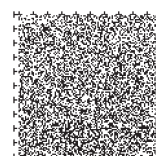
平成 23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

このようなさまざまな法整備や制度改革を経て、平成 26（2014）年に条約に批准し、その後も国により障害福祉の向上に向け、法律の見直しや新たな施策の検討が行われています。

本市では、平成 30（2018）年 3 月に「尾道市第 4 次障害者保健福祉計画」、令和 3（2021）年 3 月に「尾道市第 6 期障害福祉計画・尾道市第 2 期障害児福祉計画」を策定し、さまざまな障害者施策を展開してきました。

上記計画について計画期間が令和 5（2023）年度で終了することから、本市の障害福祉施策の更なる推進と充実を標榜するとともに、今後の障害福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定する必要があります。

障害の重度化や重複化、障害のある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和 6（2024）年度を初年度とする「尾道市第 5 次障害者保健福祉計画・尾道市第 7 期障害福祉計画・尾道市第 3 期障害児福祉計画」を策定します。

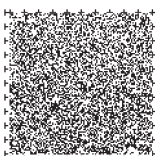


2. 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

我が国においては、平成 18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障害種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障害のある人の範囲の見直し等が行われる中、平成 25（2013）年には新たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とする等が定められました。

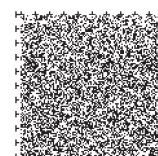
さらに、平成 24（2012）年 10 月には「障害者虐待防止法」、平成 28（2016）年 4 月には「障害者差別解消法」、同年 5 月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障害のある人への権利擁護が進められてきました。平成 28（2016）年には、発達障害のある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、障害のある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害のある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元（2019）年の「読書バリアフリー法」施行、令和 2（2020）年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和 3（2021）年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和 4（2022）年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和 5（2023）年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和 6（2024）年の改正障害者差別解消法の施行等、障害者支援や障害福祉の充実に向けた取組が行われています。



《近年の国の動き》

年	近年の主な動き
平成18 (2006) 年	障害者自立支援法の施行 (4月1日) バリアフリー法の施行 (12月20日)
平成23 (2011) 年	改正障害者基本法の施行 (8月5日)
平成24 (2012) 年	改正児童福祉法の施行 (4月1日) 障害者虐待防止法の施行 (10月1日)
平成25 (2013) 年	障害者総合支援法の施行 (4月1日)
平成26 (2014) 年	障害者権利条約の発効 (2月19日)
平成27 (2015) 年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行 (1月1日)
平成28 (2016) 年	障害者差別解消法の施行 (4月1日) 改正障害者雇用促進法の施行 (4月1日) 成年後見制度利用促進法の施行 (5月13日) 改正発達障害者支援法の施行 (8月1日)
平成30 (2018) 年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行 (4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 (6月13日)
令和元 (2019) 年	読書バリアフリー法の施行 (6月28日)
令和2 (2020) 年	改正障害者雇用促進法の施行 (4月1日) 改正バリアフリー法の一部施行 (6月19日)
令和3 (2021) 年	医療的ケア児支援法の施行 (9月18日)
令和4 (2022) 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 (5月25日)
令和5 (2023) 年	障害者基本計画 (第5次計画) の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行 (4月1日)
令和6 (2024) 年	改正障害者差別解消法の施行 (4月1日) 改正障害者雇用促進法の一部施行 (4月1日)



3. 国の基本計画について

(1) 障害者基本計画（第5次）の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：2023～2027年度）を策定し、障害者施策の最も基本的な計画として位置づけています。

本市においても国の動向を踏まえ、障害者施策の充実に向けた取組に努めることとします。

障害者基本計画（第5次）の概要

《基本理念》

障害の有無に関わらず、全ての国民が人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現

《各分野に共通する横断的視点》

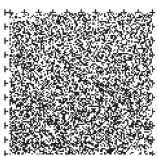
1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

《施策の円滑な推進》

1. 連携・協力の確保
2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

《各分野における障害者施策の基本的な方向》

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進



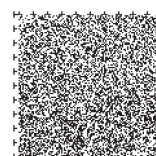
(2) 障害者基本計画（第5次）で追加・充実された項目や視点（概要）

■障害者基本計画(第5次)について基本的な考え方

- ◎「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念
- ◎「改正障害者差別解消法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組の推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラーへの支援」の追加

■各分野における障害者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ◎強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取組の推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT機器の利活用の推進や支援
- ◎心身の障害等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
- ◎医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障害児における、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎学校教育における障害のある幼児児童生徒及び学生に対する支援の推進
- ◎公立小・中学校施設の令和7年度末までの緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- ◎障害者の文化芸術活動に対する支援、障害者の優れた芸術作品の展示棟等の推進
- ◎地方公共団体における障害者による文化芸術活動に関する計画策定の促進



4. 国の基本的な指針について

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本市では令和 5（2023）年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

■「基本指針」の主な改正概要（厚生労働省通知：令和 5 年 5 月 19 日）

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

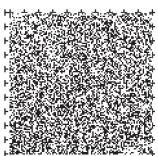
- ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定



⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

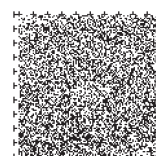
- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化



5. 計画の位置づけ

○ 尾道市障害者保健福祉計画【6 か年計画】

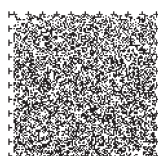
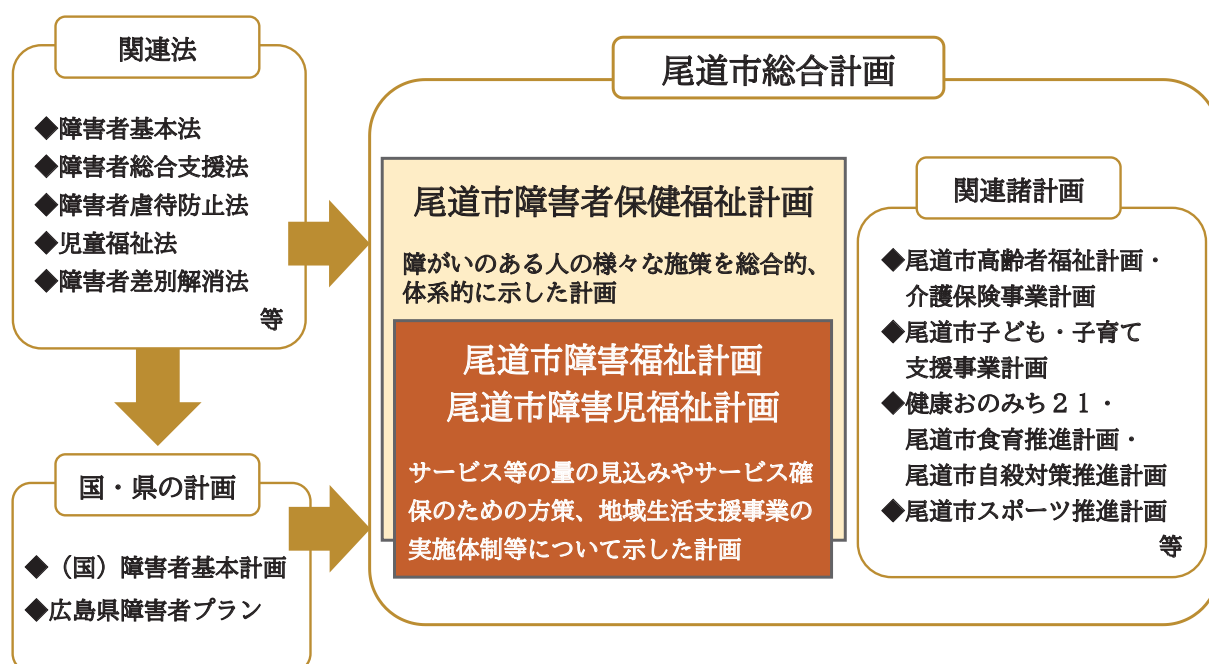
障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

○ 尾道市障害福祉計画【3 か年計画】

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○ 尾道市障害児福祉計画【3 か年計画】

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



6. 計画の期間

「第5次尾道市障害者保健福祉計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とし、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
和暦	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
	第4次障害者保健福祉計画			第5次障害者保健福祉計画					
	第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画								
				第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画					
							第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画		

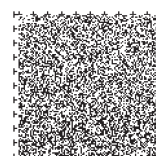
7. 障害のある人の定義

本計画における「障害のある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

障害のある人が地域の中で安心して暮らし続けるため、身近な支えあいから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支えあいを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障害福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。

- ※ 本市では語句に対する印象への配慮や人権をより尊重する観点から、可能な限り「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある児童」と表現しています。
但し、国の法律や指針等における用語では「害（がい）」の字を漢字で表現しており、市の条例や規則、施設名等の固有名称もこれに準じています。



8. 障害の有無に関わらず全ての市民が人格と個性を尊重しながら共生する社会を目指して

(1) 取組の背景・目的

少子高齢化、人口減少、核家族化、未婚・晩婚化等により、家族や地域コミュニティの機能に変化する中で、福祉に関する相談支援の現場では、「8050 問題」「ひきこもり」「ダブルケア」「ヤングケアラー」のように、複数の課題が複雑に絡み合っている世帯や、どの制度にも当てはまらない狭間のニーズ等、従来の分野別の支援体制では対応しきれない事例が顕在化しています。

また、社会的孤立を背景に、課題を抱えながらも、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例も増加しています。

本市においては、こうした複雑化・複合化した課題を持つ世帯の相談事例から、課題の背景にある「関係（性）の貧困」（教育・経験・人とのつながりに恵まれない状態）を重要な課題と捉え、世代や分野を超えて「つながる」ことで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現を目指して取組を推進しています。

(2) 現在の取組

①世代や分野を問わない「ワンストップ」相談窓口

令和2年5月に「福祉まるごと相談窓口」を開設し、複雑化・複合化した課題を持つ世帯の相談をワンストップで受け止めています。

②「つながる」支援体制づくり

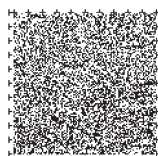
令和3年1月に、「尾道市地域共生包括化推進会議」を設置し、分野を超えた専門職のネットワークにより、「福祉まるごと相談窓口」に寄せられた複雑化・複合化した課題を持つ世帯の伴走支援を行っています。

③ひきこもり支援

「福祉まるごと相談窓口」に寄せられた相談から、本市の重要課題となった「ひきこもり支援」について、令和4年6月にひきこもり支援ステーション「みらサポ」を開設し、相談支援や啓発活動、ひきこもりサポーター等の養成を行っています。

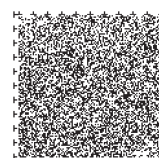
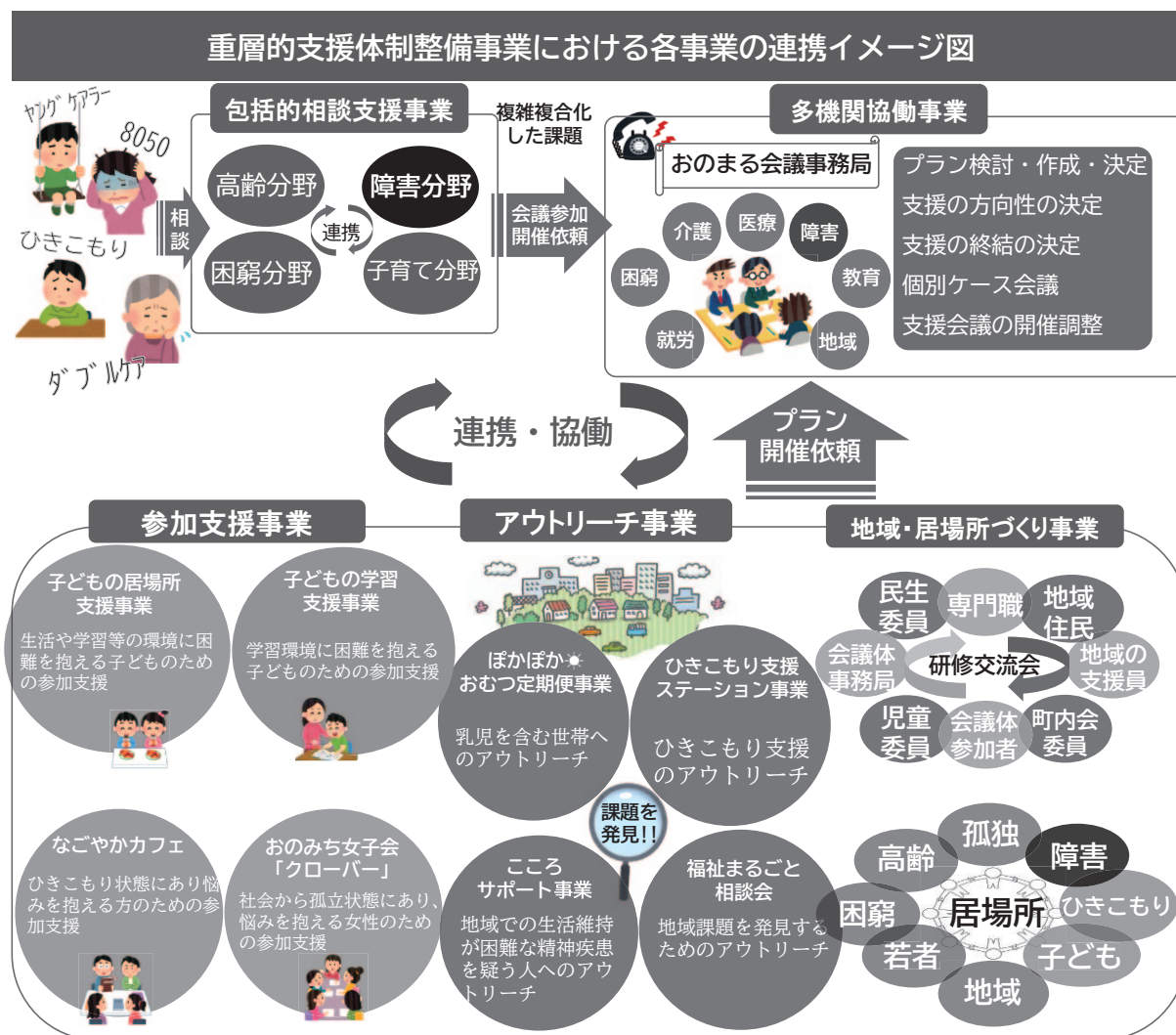
④地域づくり

「尾道市地域共生包括化推進会議」で構築された専門職のネットワークが、地域に出向き、「研修交流会」や「福祉まるごと相談会」を通じて、地域をともに創っていく取組を行っています。



(3) これからの取組

これまでの属性を問わない包括的相談支援と多機関協働による支援に加え、参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を強化し、これらを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を令和6年度から実施し、障害の有無に関わらず全ての市民が人格と個性を尊重しながら共生する「地域共生社会」を目指します。



9. 計画策定に向けた調査について

計画策定に際し、以下の調査を実施しました。

①住民アンケート

■実施時期：令和5年7月

①18歳以上の障害のある人及びその家族等（配布数：2,036票／回収数：894票）

②18歳未満の障害のある人及びその家族等（配布数：264票／回収数：124票）

②事業所アンケート

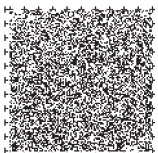
■実施時期：令和5年3月

・障害福祉サービス提供事業所（配布数：108事業所／回収数：46事業所）

③関係団体アンケート・ヒアリング

■実施時期：令和5年3月～7月

・当事者団体、NPO法人、特別支援学校（21団体）



10. S D G s について

S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

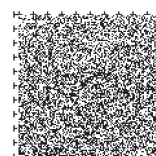
日本でも積極的に取り組まれており、本市のあらゆる施策・事業においても S D G s を意識した取組を推進していることから、本計画においても S D G s を明記し、その理念を踏まえた施策の実施に努めます。



《障害者福祉施策と特に関連が深い S D G s 》



- 3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4. 全ての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

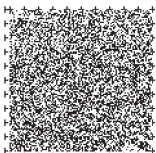


11. 障害保健福祉圏域の考え方

「広島県障害者プラン」において、市町域、全県域とあわせ、重層的に施策を推進するため、「障害保健福祉圏域」が設定されています。この圏域は、保健・医療・福祉の連携を図る必要から、広島県保健医療計画に定める二次保健医療圏と同じ圏域です。

本市は、尾三障害保健福祉圏域に属しており、施設等の広域的整備の基本単位とします。

圏域名	市町名	市町数
広島障害保健福祉圏域	広島市、安芸高田市、府中町、海田町 熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	8
広島西障害保健福祉圏域	大竹市、廿日市市	2
呉障害保健福祉圏域	呉市、江田島市	2
広島中央障害保健福祉圏域	竹原市、東広島市、大崎上島町	3
尾三障害保健福祉圏域	三原市、尾道市、世羅町	3
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市、府中市、神石高原町	3
備北障害保健福祉圏域	三次市、庄原市	2

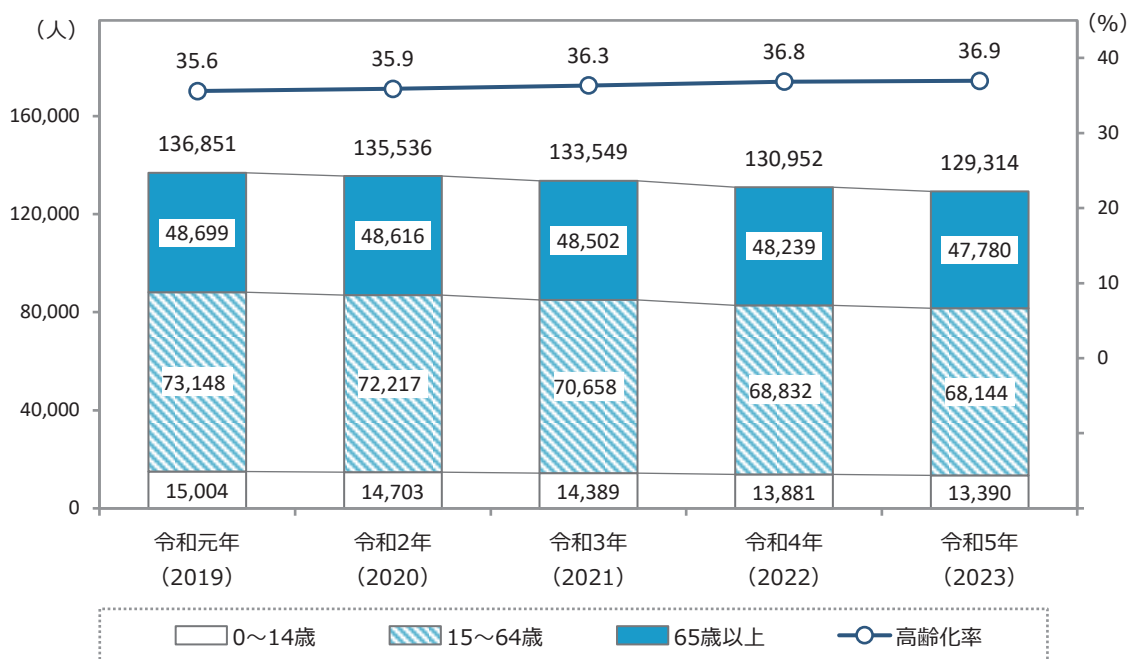


第2章 障害のある人等を取り巻く状況

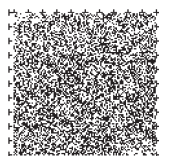
1. 人口の推移

本市の総人口は減少で推移しており、高齢化率は年々高まっていますが、「0～14歳」（年少人口）、「15～64歳」（生産年齢人口）、「65歳以上」（老年人口）のいずれも減少傾向にあります。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆



資料：尾道市（各年3月31日現在）



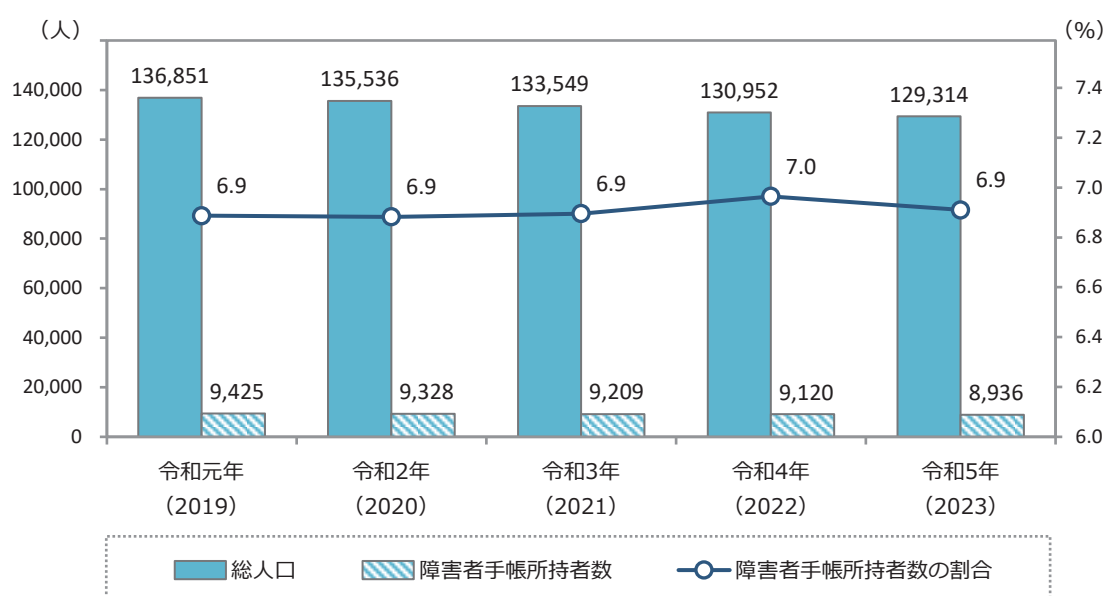
2. 障害者手帳所持者数の状況

各手帳数の推移について、「身体障害者手帳」は減少、「療育手帳」は増加で推移していましたが令和4年から令和5年にかけて減少、「精神障害者保健福祉手帳」は増加で推移しています。

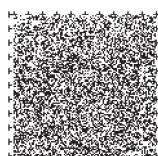
また、総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は6.9～7.0%で推移しています。

		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	人	136,851	135,536	133,549	130,952	129,314
身体障害者手帳	人	6,666	6,532	6,386	6,198	6,037
	割合	4.9%	4.8%	4.8%	4.7%	4.7%
療育手帳	人	1,293	1,316	1,330	1,365	1,300
	割合	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
精神障害者保健福祉手帳	人	1,466	1,480	1,493	1,557	1,599
	割合	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%
3 障害合計	人	9,425	9,328	9,209	9,120	8,936
	割合	6.9%	6.9%	6.9%	7.0%	6.9%

◆総人口と障害者手帳所持者数の推移◆



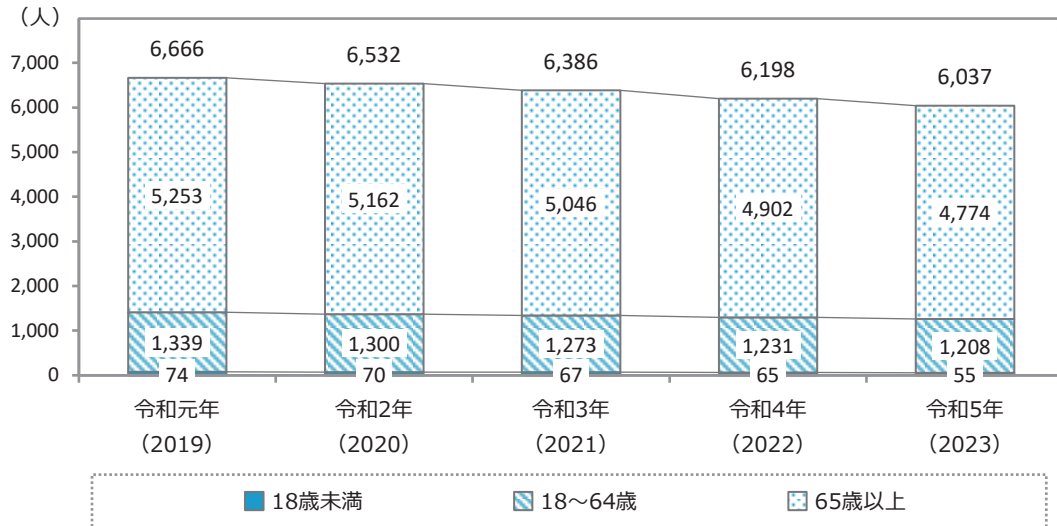
資料：尾道市（各年3月31日現在）



3. 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

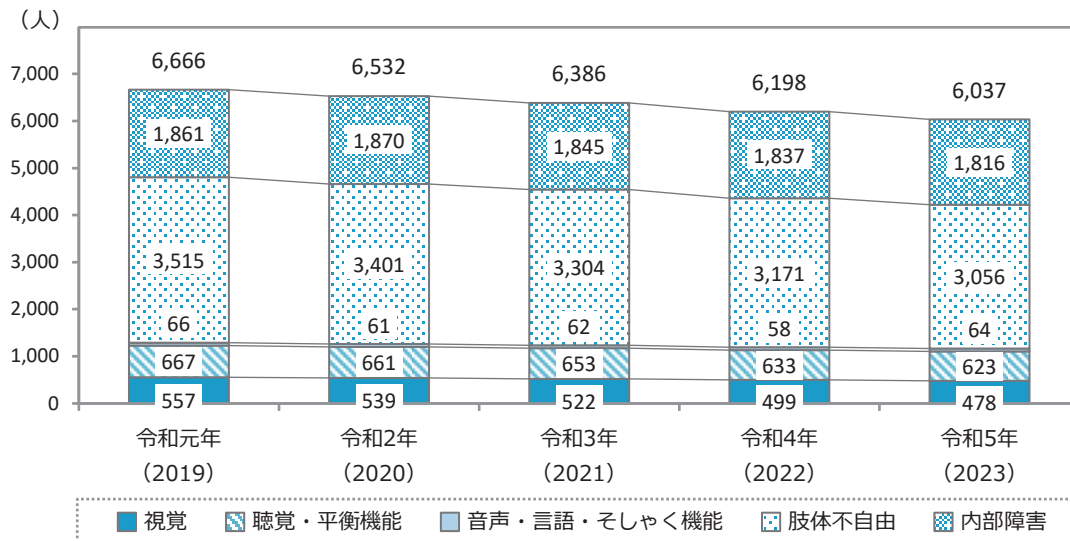
令和5年3月時点で、「65歳以上」の高齢者が全体の約8割を占めており、「18歳未満」はわずかとなっています。



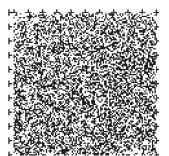
資料：尾道市（各年3月31日現在）

(2) 障害部位でみる身体障害者手帳所持者数

障害部位別の推移をみると、「音声・言語・そしゃく機能」が概ね横ばいである以外、その他の障害部位で減少傾向にあります。

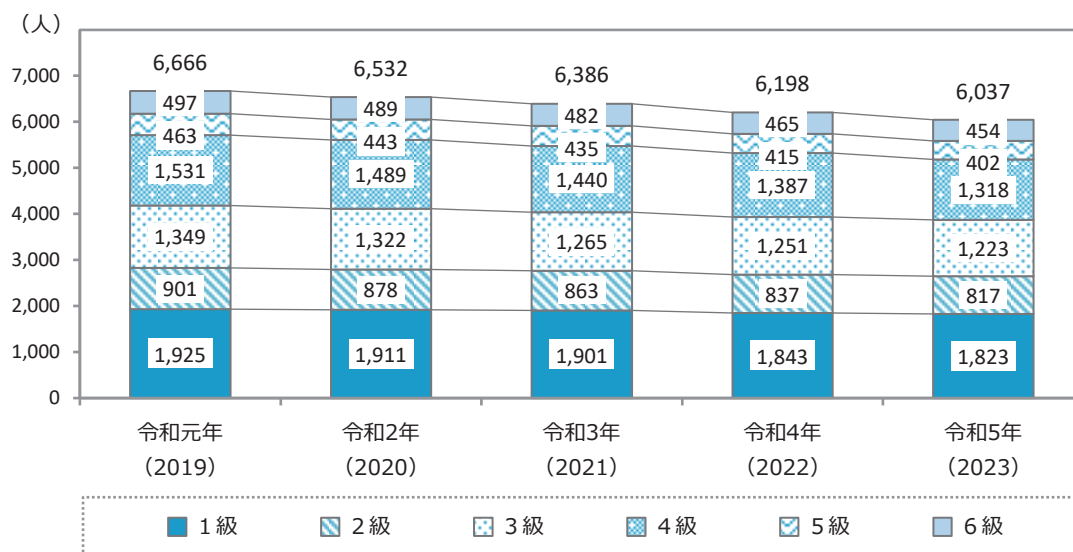


資料：尾道市（各年3月31日現在）



(3) 障害程度でみる身体障害者手帳所持者数

障害程度の推移をみると、全ての障害程度で減少傾向にあります。

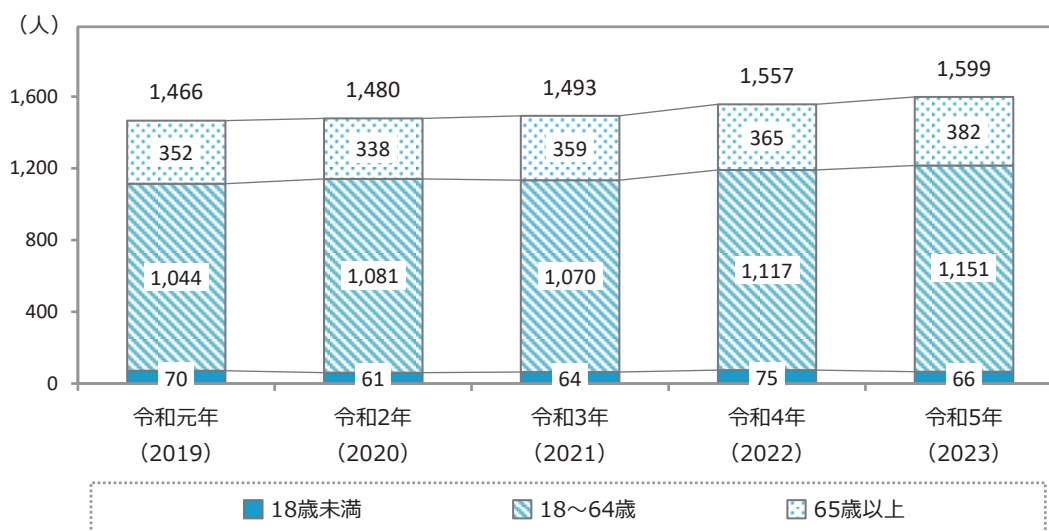


資料：尾道市（各年3月31日現在）

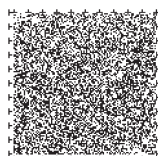
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和5年3月時点で、「18～64歳」の割合が全体の7割強を占めています。

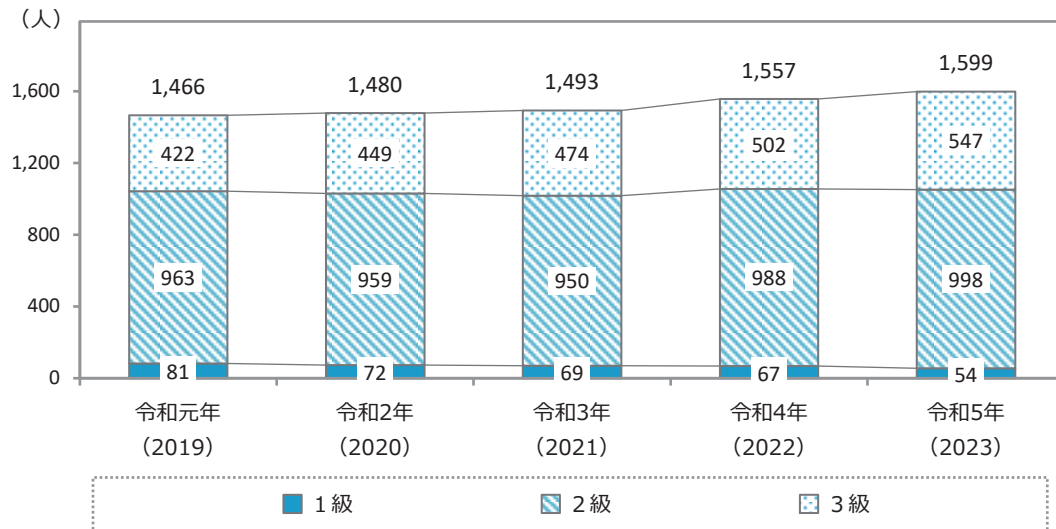


資料：尾道市（各年3月31日現在）



(2) 障害程度でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

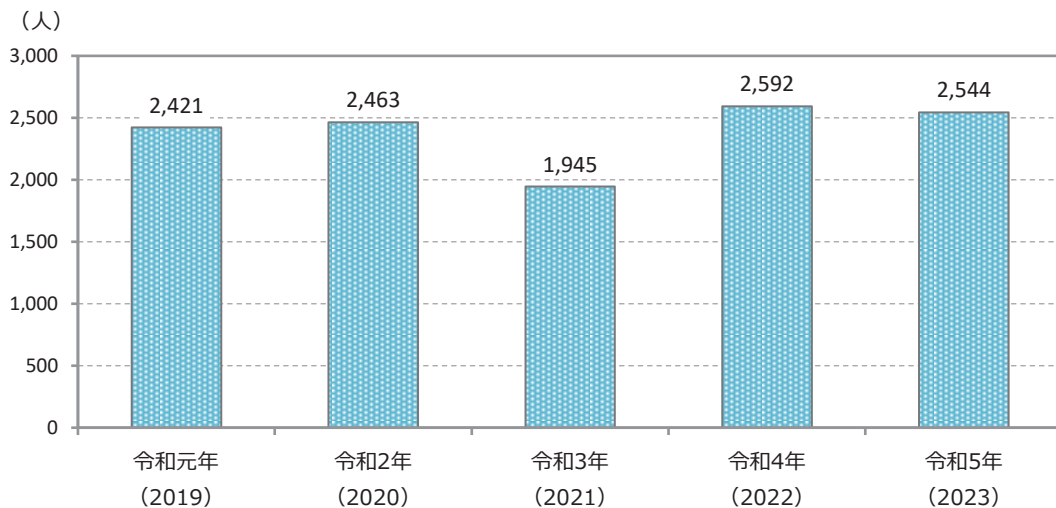
「1級」は減少、「2級」と「3級」は増加傾向で推移しています。



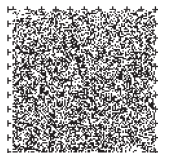
資料：尾道市（各年3月31日現在）

(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

令和3年は減少がみられたものの、概ね増加傾向で推移しています。



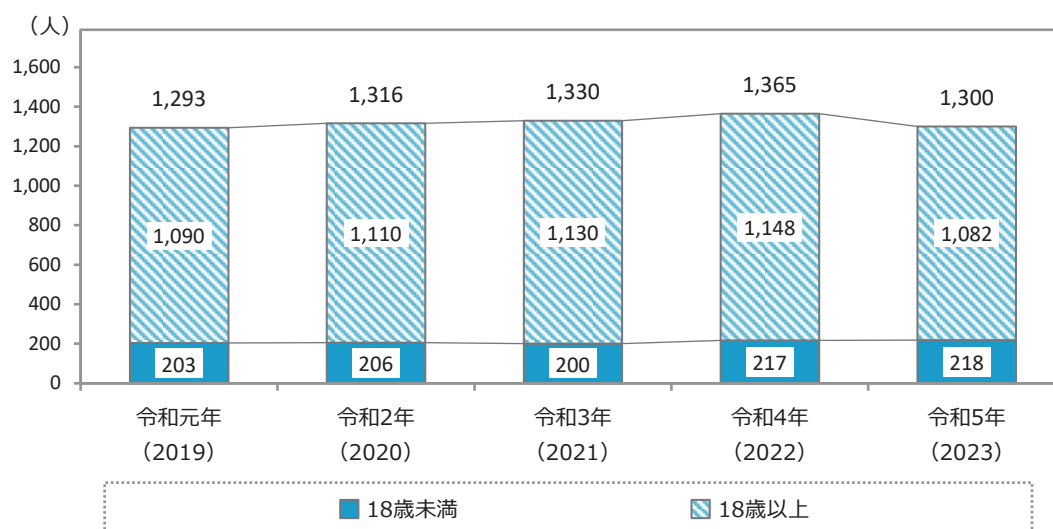
資料：尾道市（各年3月31日現在）



5. 療育手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる療育手帳所持者数

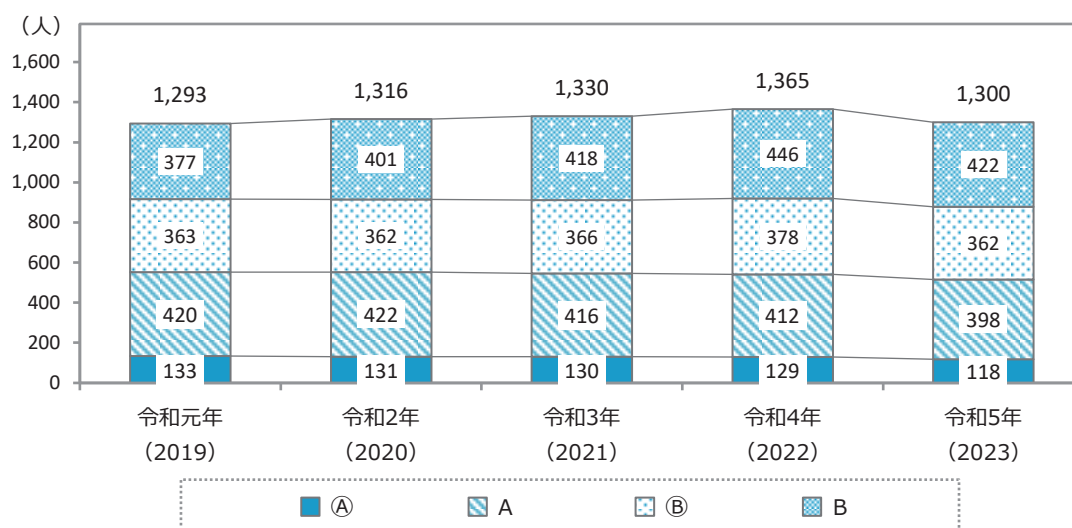
令和5年3月時点で、「18～64歳」の割合が全体の8割強を占めています。



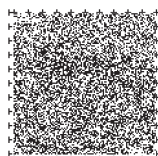
資料：尾道市（各年3月31日現在）

(2) 障害程度でみる療育手帳所持者数

障害程度別の推移をみると、「B」は増加傾向、「㊸」は概ね横ばい、「㊶」と「A」は減少傾向にあります。



資料：尾道市（各年3月31日現在）



6. 自立支援給付及び障害児通所支援給付

障害者総合支援法における自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援）は、「身体障害のある人」では受給者が減少傾向、「知的障害のある人」・「精神障害のある人」は増加傾向にあります。

障害のある児童では、自立支援給付のほか、児童発達支援等の利用者は年々増加しています。

（単位：人）

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体障害のある人		341	322	316	310	310
知的障害のある人		623	655	653	662	670
精神障害のある人		345	348	358	362	380
障害の ある児童	自立支援給付	69	77	72	86	90
	児童発達支援等	720	833	896	942	1,000

※令和5年度は見込み値

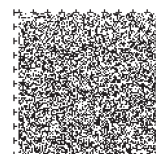
7. 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒

令和5年5月1日現在、市内の小中学校に113学級の特別支援学級があり、学級に通う児童・生徒数は小学校483人、中学校119人で、児童・生徒数は増加傾向にあります。

（単位：人）

	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童・生徒総数	6,251	2,928	6,054	2,983	5,956	2,914	5,714	2,926
特別支援学級数	75	32	77	31	79	31	82	31
特別支援学級に通う児童・生徒数	433	92	454	98	459	116	483	119
割合	6.9%	3.1%	7.5%	3.3%	7.7%	4.0%	8.5%	4.1%

資料：尾道市（各年度5月1日現在）



8. 市民アンケートの結果概要

本計画策定の基礎資料とするため、障害のある人及びその家族等に調査を実施しました。以下、「18 歳以上」を対象とした調査と「18 歳未満」を対象とした調査に分けて、結果の概要を記載します。

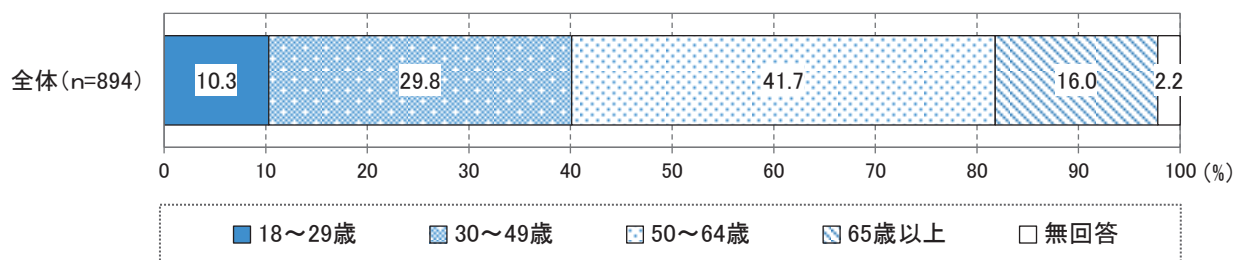
「18 歳以上」を対象とした調査

・調査対象	18 歳以上の障害者及びその家族等
・調査対象者数	2,036 人（無作為抽出）
・回収数（率）	894 票（43.9%）
・調査方法	郵送による調査票の配布・回収
・調査期間	令和5年7月10日～7月24日

（1）年齢・家族構成など

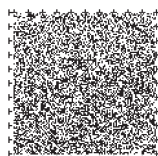
① 年齢

年齢は、「50～64 歳」が 41.7%と最も高く、次いで、「30～49 歳」（29.8%）、「65 歳以上」（16.0%）の順となっています。



② 介助者

介助してくれる方は、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 49.8%と最も高く、次いで、「ホームヘルパーや施設の職員」（27.2%）、「配偶者（夫または妻）」（21.5%）の順となっています。

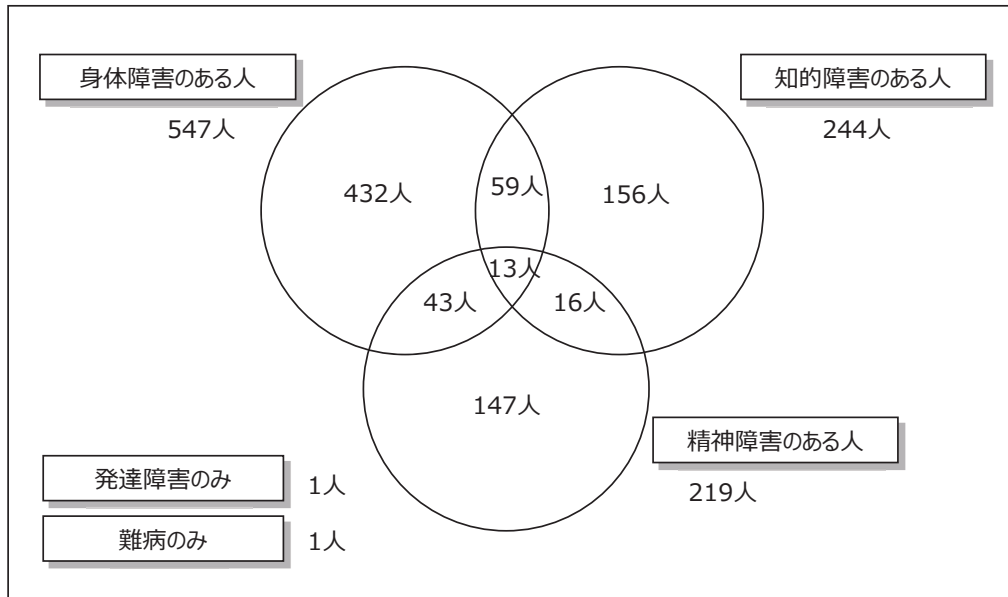


(2) 障害の状況について

① 調査対象者のプロフィール

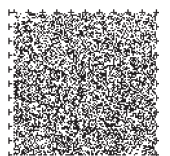
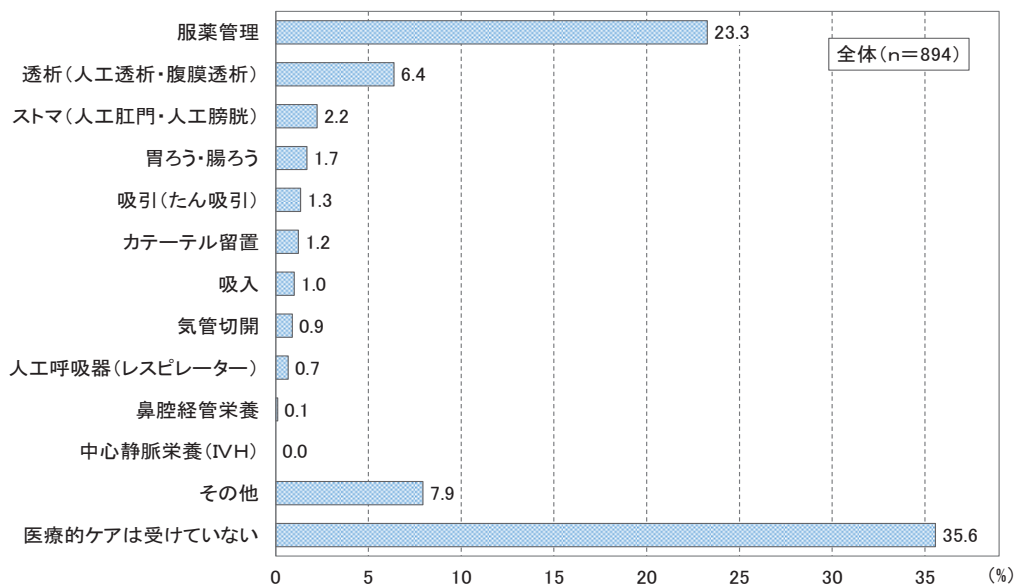
894 人のうち、身体障害のある人が 547 人、知的障害のある人が 244 人、精神障害のある人が 219 人となっています。

また、発達障害のみは 1 人、難病のみは 1 人となっています。



② 現在受けている医療ケア

現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が 23.3% と最も高く、次いで、「透析（人工透析・腹膜透析）」（6.4%）、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」（2.2%）の順となっています。



(3) 住まいや暮らしについて

① 現在の暮らし方と5年以内に暮らしたいと思う場所

現在、5年以内ともに「家族や親族と暮らしている（暮らしたい）」の割合が最も高くなっています。

② 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が55.9%と最も高く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(40.4%)、「相談対応などの充実」(38.0%)の順となっています。

- ・暮らしの場所について、現在は一人暮らしや家族等との同居が大半ですが、5年以内という先のことになるとう無回答の割合が高まっており、これから先のことについて想定しきれていない人の割合が高まっています。
- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的な負担軽減、在宅サービスの充実、相談対応が上位に挙げられています。引き続き、障害のある人のニーズに対応できる在宅サービス提供体制の確保と相談支援等の充実に努める必要があります。

(4) 日中活動や就労について

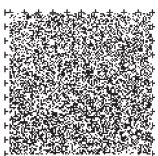
① 外出したとき困ること

外出時に困ることとしては、「列車やバスなど公共交通機関が少ない」が30.0%と最も高く、次いで、「外出にお金がかかる」(21.5%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(20.2%)の順となっています。

② 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚の障害への理解」が55.4%と最も高く、次いで、「通勤手段の確保」(43.7%)、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(42.5%)の順となっています。

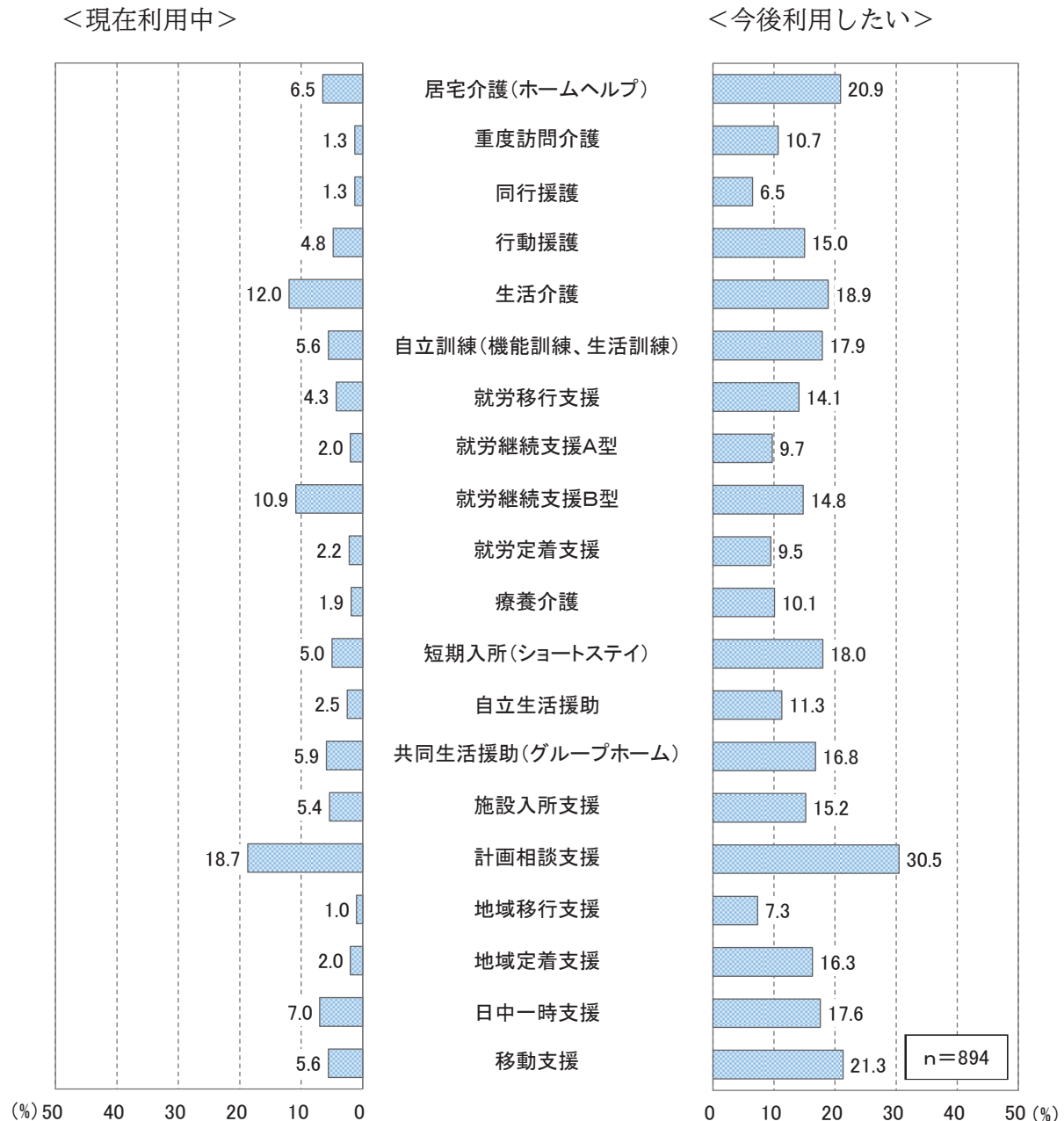
- ・外出したとき困ることについて、公共交通機関の少なさや困ったときの対応等が上位となっています。障害のある人が地域の中で生活できるよう、障害のある人への市民の理解を深めて困っている人を手助けできる機運を醸成するとともに、公共交通網の維持・充実に取り組む必要があります。
- ・就労支援として必要なことについて、職場における理解、通勤手段の確保、勤務への配慮等の割合が高くなっています。障害のある人への正しい理解と環境整備を進め、障害のある人も個性を活かした就労ができるように努める必要があります。



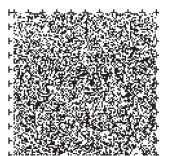
(5) 障害福祉サービス等の利用について

現在利用中の障害福祉サービスについては、「計画相談支援」が18.7%と最も高く、次いで、「生活介護」(12.0%)、「就労継続支援B型」(10.9%)の順となっています。

また、今後利用したい障害福祉サービスについては、「計画相談支援」が30.5%と最も高く、次いで、「移動支援」(21.3%)、「居宅介護(ホームヘルプ)」(20.9%)の順となっています。



・現状のサービスの利用状況は高いとは言えない状況ですが、今後利用したいサービスの結果から、利用ニーズはかなり高いと思われます。障害のある人が必要ときに必要なサービスを利用できるよう、在宅サービス提供体制の確保が求められます。



（６）相談相手や情報の入手について

① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が 69.2%と最も高く、次いで、「かかりつけの医師や看護師」（28.6%）、「友人」（26.6%）の順となっています。

② 障害や福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「市の広報紙」が 33.1%と最も高く、次いで、「病院などの医療機関」（25.4%）、「インターネットやSNS」（24.0%）の順となっています。

- ・ 悩みや困ったことの相談相手について、家族や親せき、かかりつけの医師や看護師、友人の割合が高くなっています。一方、どこへ相談したら良いかわからないが 3.7%あり、障害のある人の状態やニーズに対応した相談窓口の周知に努める必要があります。
- ・ 障害や福祉サービスなどの情報の入手先について、市の広報誌が最も高く、インターネットや SNS の割合は３番目にとどまっており、パソコンやスマートフォン等による情報収集が苦手な人も多いと推測されます。したがって、市のホームページ等の充実も必要ですが、身近で手元に置いておける媒体である市の広報誌等の情報提供の充実が求められます。

（７）権利擁護について

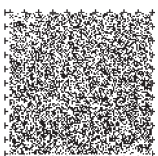
① 障害があることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が 44.6%と最も高く、次いで、「ある」（23.0%）、「少しある」（21.0%）の順となっています。

② 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 31.5%と最も高く、次いで、「名前も内容も知らない」（30.3%）、「名前も内容も知っている」（26.0%）の順となっています。

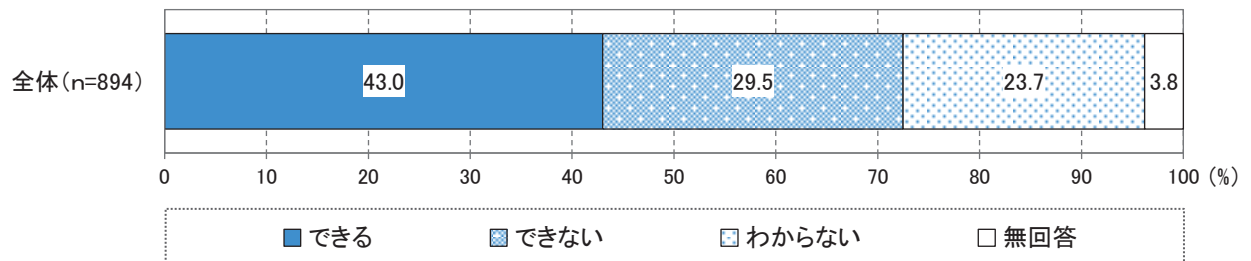
- ・ 差別や嫌な思いをした経験について、“ある＋少しある”の割合は 44.0%と半分近くの人が経験しているという結果になりました。障害による差別や偏見をなくすため、障害に関する正しい理解の普及啓発に努め、市民の意識向上を図る必要があります。
- ・ 成年後見制度について、「名前も内容も知っている」は 26.0%と約４人に１人にとどまっていることから、引き続き成年後見制度の周知と利用促進に努める必要があります。



(8) 災害時の避難について

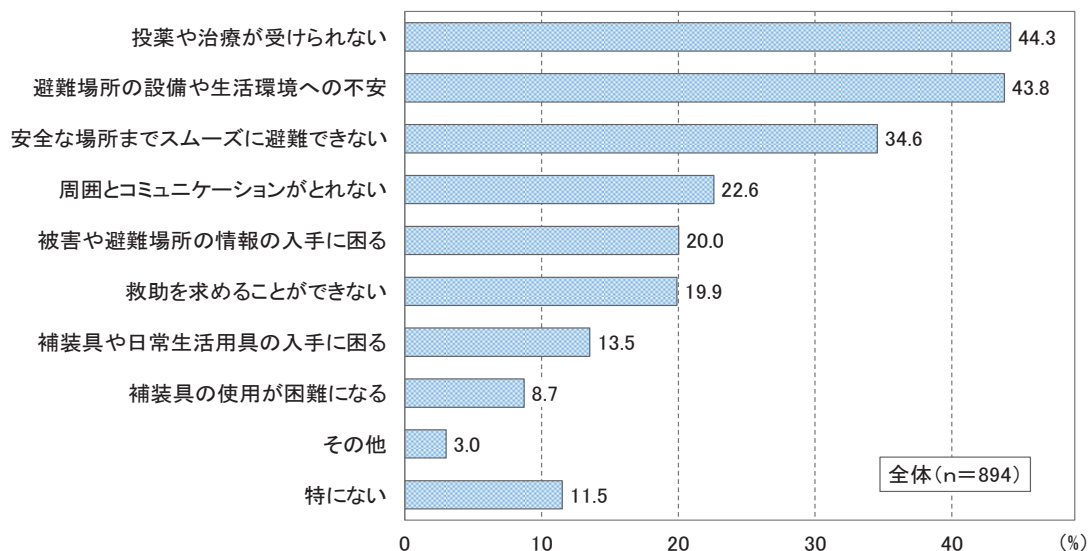
① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が43.0%と最も高く、次いで「できない」(29.5%)、「わからない」(23.7%)の順となっています。

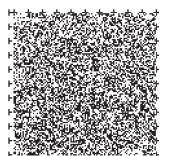


② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」が44.3%と最も高く、次いで、「避難場所の設備や生活環境への不安」(43.8%)、「安全な場所までスムーズに避難できない」(34.6%)の順となっています。



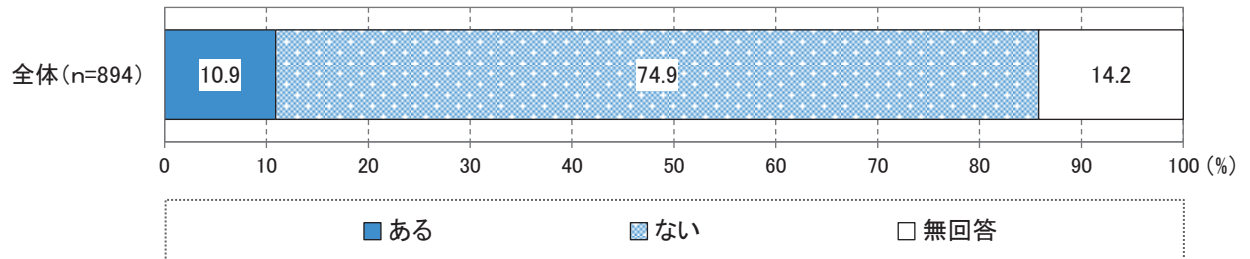
- ・災害時に一人で避難できるかについて、“できない+わからない”の割合は53.2%と半数以上となっており、それぞれの地域において、支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個別の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、投薬や治療が受けられないこと、避難場所の設備や生活環境への不安、スムーズに避難できないことが挙げられており、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や体制の確保に努める必要があります。



(9) 虐待について

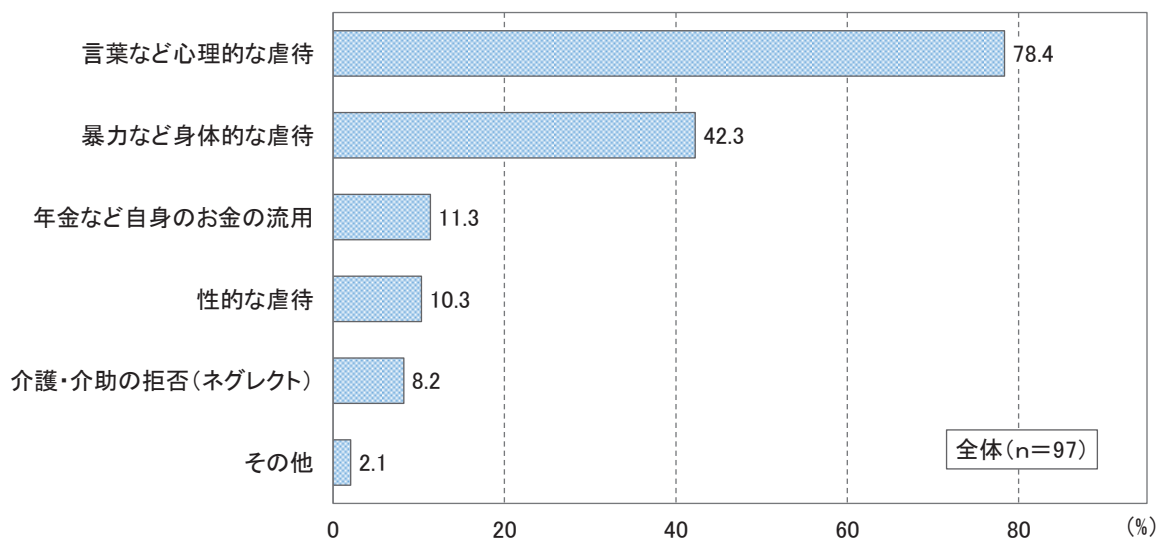
① これまでに虐待を受けたことがあるか

これまでに虐待を受けた経験は、「ある」が10.9%、「ない」が74.9%となっています。

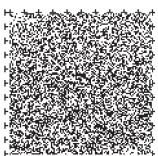


② (虐待を受けたことがある方) それはどのような内容か

虐待の内容については、「言葉など心理的な虐待」が78.4%と最も高く、次いで、「暴力など身体的な虐待」(42.3%)、「年金など自身のお金の流用」(11.3%)の順となっています。



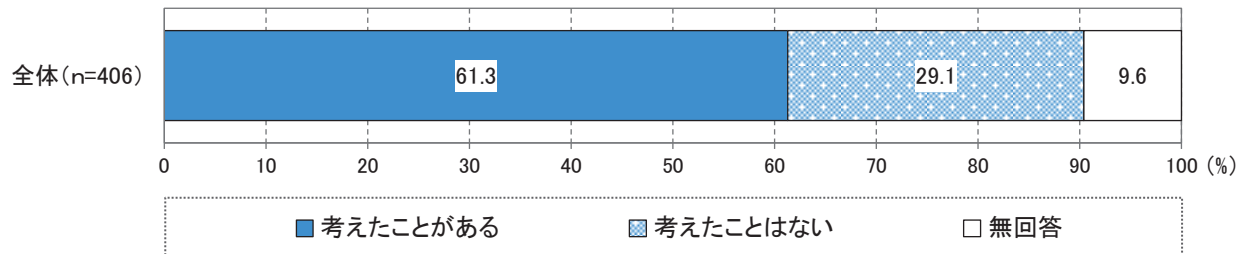
・虐待について、受けた経験がある割合が10.9%と約9人に1人となっています。また、その内容として、心理的、身体的な虐待の割合が高くなっていますが、資産の流用や性的な虐待、ネグレクト等、様々な虐待も見られることから、相談支援体制の充実と適切な支援につながる体制づくり等による早期発見・早期対応が求められます。



(10) 身近な介助者の亡き後について

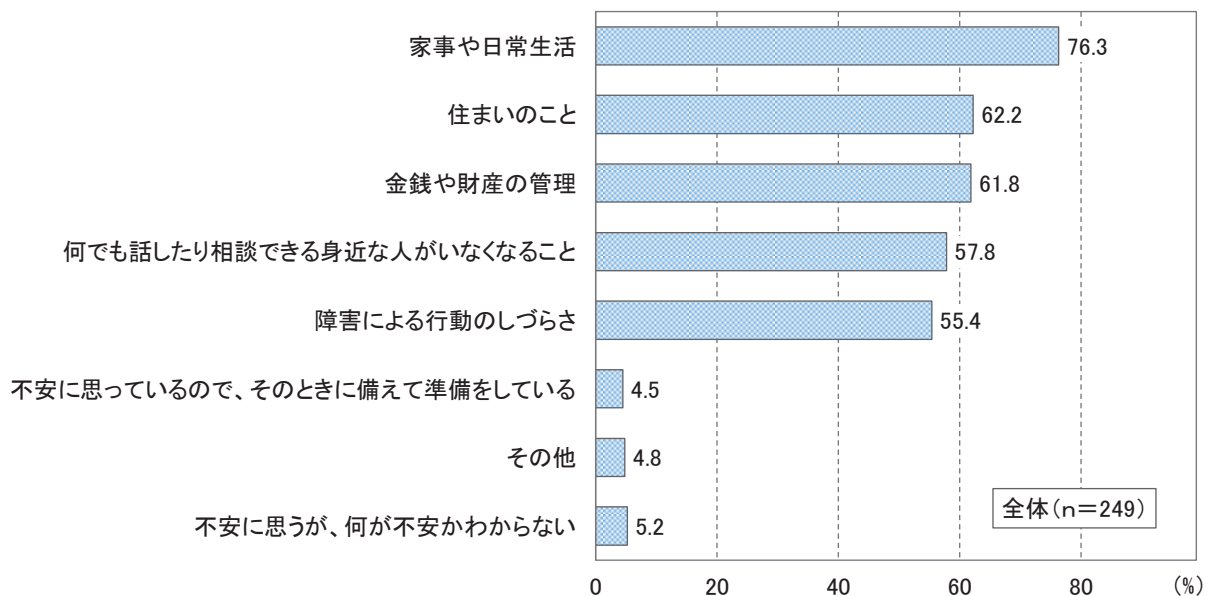
① 身近な介助者がいなくなった場合のことを考えたことがあるか

身近な介助者がいなくなった場合について、「考えたことがある」が61.3%、「考えたことはない」が29.1%となっています。

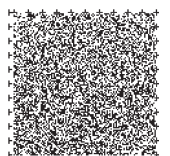


② 身近な介助者がいなくなった場合、不安なこと

身近な介助者がいなくなった場合、不安なことについて、「家事や日常生活」が76.3%と最も高く、次いで、「住まいのこと」(62.2%)、「金銭や財産の管理」(61.8%)の順となっています。



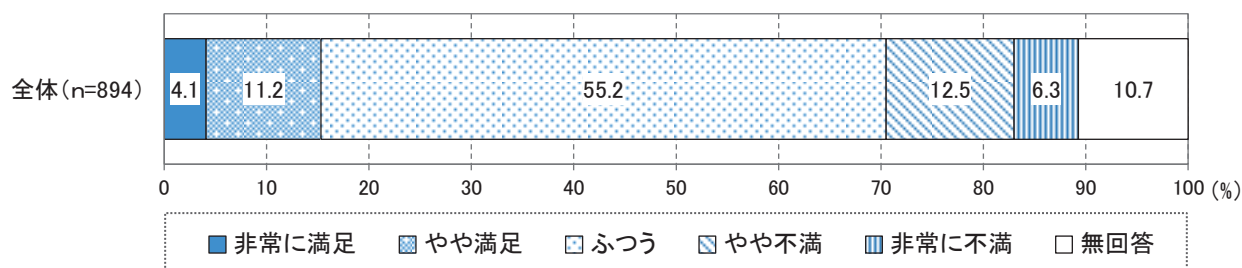
・いわゆる「親亡き後」の問題については、将来を考えることで当事者の不安を増大させる等の指摘もありますが、親や親族等の身近な介助者の亡き後を考えて、地域において安心した生活が過ごせる環境づくりや、当事者自身の置かれている状況に応じた支援を行っていく必要があります。



(11) 市の施策について

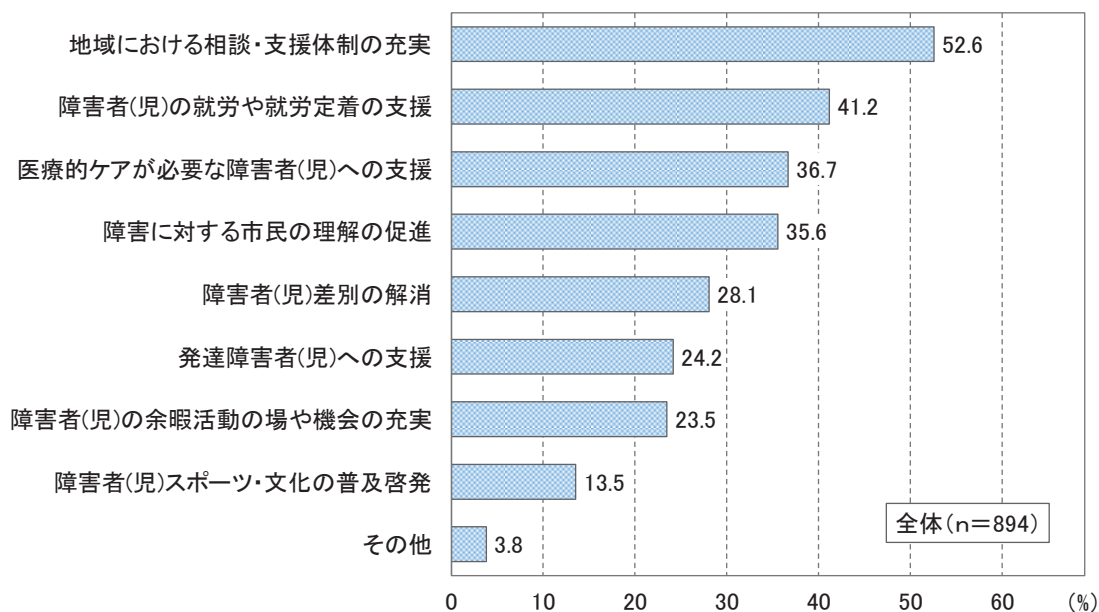
① 市の障害福祉の取組についての満足度

市の障害福祉の取組への満足度について、「ふつう」が55.2%と最も高く、次いで、「やや不満」(12.5%)、「やや満足」(11.2%)の順となっています。

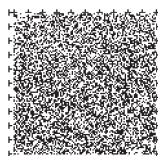


② 障害福祉に関して優先すべき市の施策

障害福祉に関して優先すべき市の施策について、「地域における相談・支援体制の充実」が52.6%と最も高く、次いで、「障害者(児)の就労や就労定着の支援」(41.2%)、「医療的ケアが必要な障害者(児)への支援」(36.7%)の順となっています。



・市の施策の満足度について、“非常に満足+やや満足”は15.3%、“やや不満+非常に不満”は18.8%となっています。また、優先すべき施策では、地域における相談・支援体制や就労に関する支援、医療的ケアに関する支援を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障害福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。



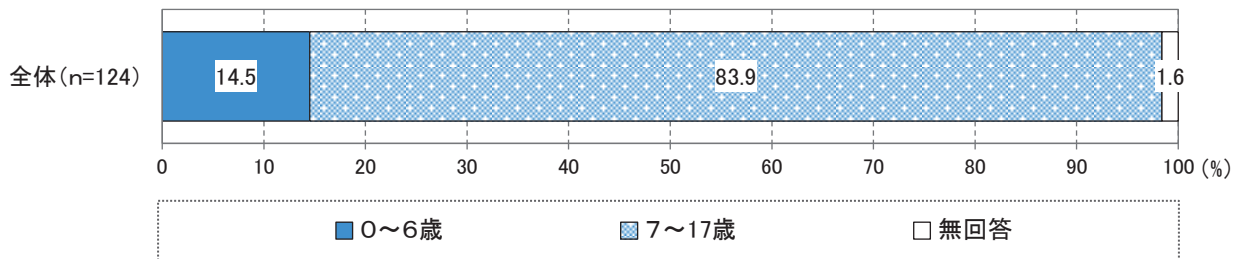
「18歳未満」を対象とした調査

- ・調査対象 18歳未満の障害者及びその家族等
- ・調査対象者数 264人（無作為抽出）
- ・回収数（率） 124票（47.0%）
- ・調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- ・調査期間 令和5年7月10日～7月24日

(1) 年齢・家族構成など

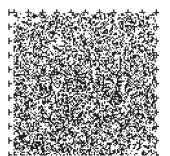
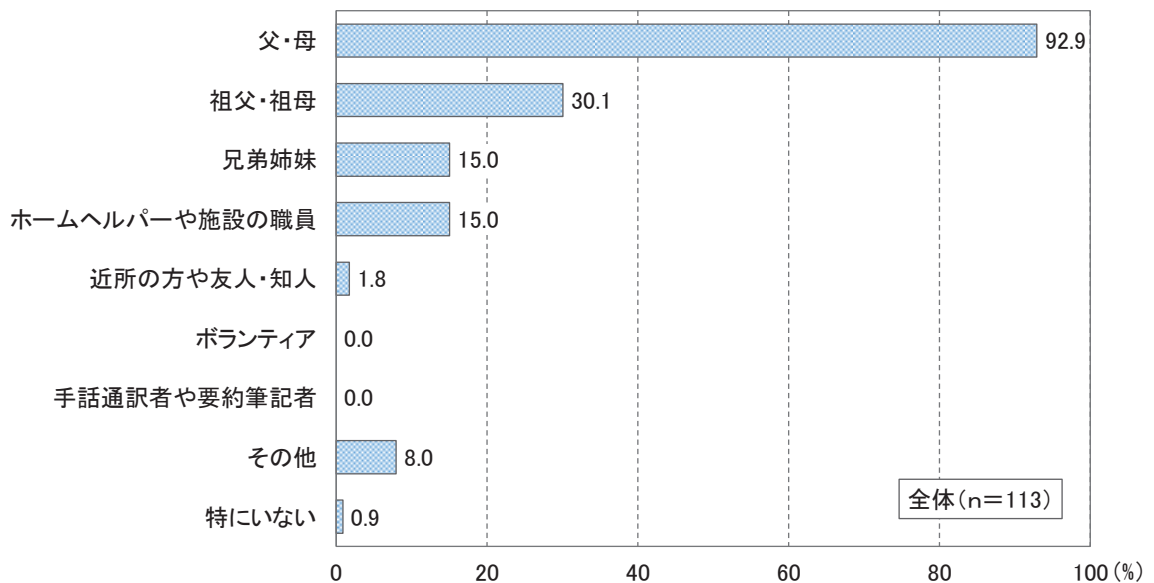
① 年齢

年齢は、「0～6歳」が14.5%、「7～17歳」が83.9%となっています。



② 介助者

介助してくれる方は、「父・母」が92.9%と最も高く、次いで、「祖父・祖母」(30.1%)、「兄弟姉妹」・「ホームヘルパーや施設の職員」(15.0%で同率)の順となっています。

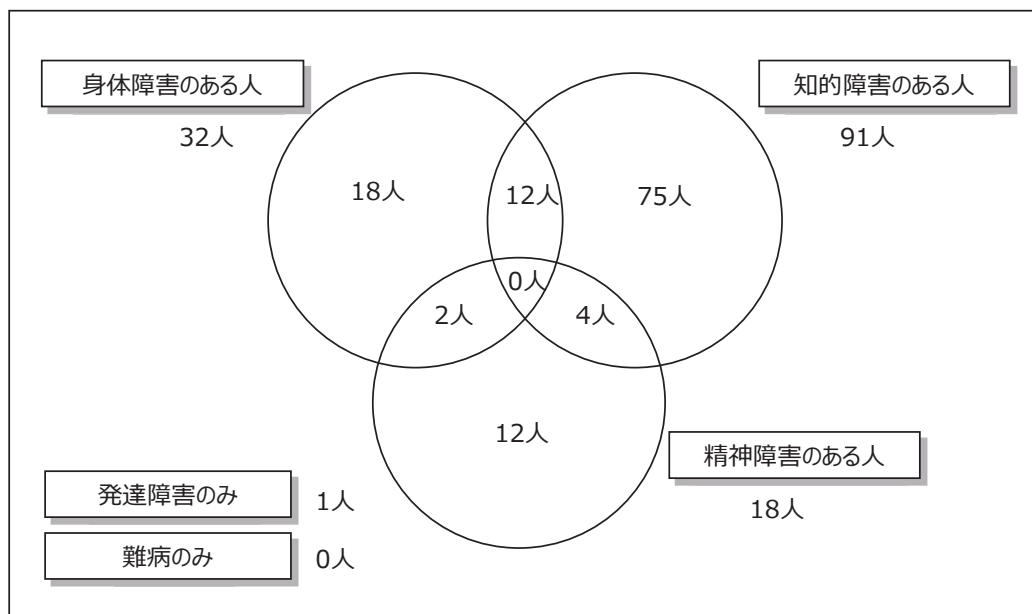


(2) 障害の状況について

① 調査対象者のプロフィール

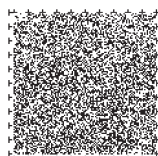
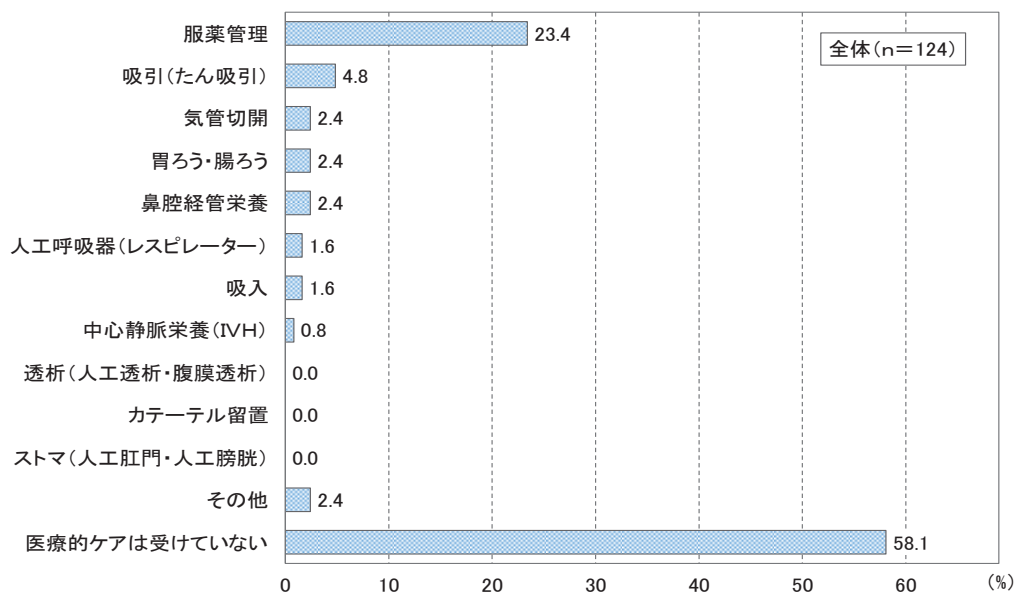
124 人のうち、身体障害のある人が 32 人、知的障害のある人が 91 人、精神障害のある人が 18 人となっています。

また、発達障害のみは 1 人、難病のみは 0 人となっています。



② 現在受けている医療ケア

現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が 23.4% と最も高く、次いで、「吸引（たん吸引）」（4.8%）、「気管切開」・「胃ろう・腸ろう」・「鼻腔経管栄養」（2.4% で同率）の順となっています。



（３）将来の暮らしについて

① 学校等の卒業後の進路

「卒業後の進路はまだ考えていない」が42.8%と最も高く、次いで、「通所施設や作業所を利用したい」(20.2%)、「一般の民間会社や公的機関などで働きたい」(14.5%)の順となっています。

② 将来どのような暮らしをしたいか

将来の暮らしについての考えは、「将来の生活については、まだ考えていない」が40.3%と最も高く、次いで、「自宅で、介助や支援を受けながら、家族などと一緒に暮らす」(37.1%)、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら暮らす」(17.7%)の順となっています。

③ 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が75.0%と最も高く、次いで、「相談対応などの充実」(60.5%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(50.0%)の順となっています。

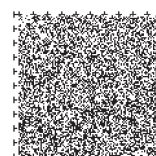
- ・ 学校等の卒業後の進路や将来の暮らしについて、まだ考えていない人の割合が約半数になっており、これから先のことについて想定しきれていない方の割合が高くなっています。障害の状態に応じて自己実現に向かえるよう、ライフステージに応じた適切な情報提供や相談支援が必要とされています。
- ・ 地域で生活するために必要な支援について、経済的な負担軽減、相談対応、在宅サービスの利用が上位に挙げられています。引き続き、障害のある人のニーズに対応できる相談支援や在宅サービスの充実等に努める必要があります。

（４）日中活動について

① 外出したとき困ること

外出時に困ることとしては、「困った時にどうすればいいのか心配」が48.4%と最も高く、次いで、「列車やバスなど公共交通機関が少ない」(25.0%)、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」(22.6%)の順となっています。

- ・ 外出したとき困ることについて、困ったときの対応や公共交通機関の少なさや利用のしづらさ等が上位となっています。障害のある人が地域の中で困らないよう、市民や事業者の障害のある人への理解を深める必要があります。

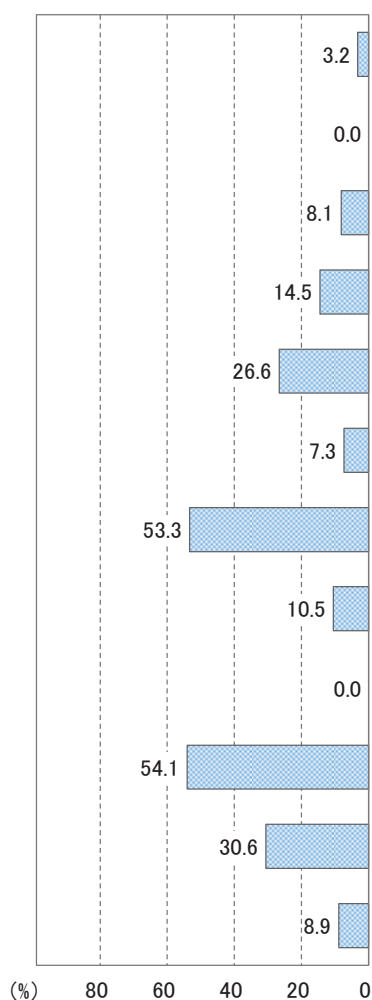


(5) 障害福祉サービス等の利用について

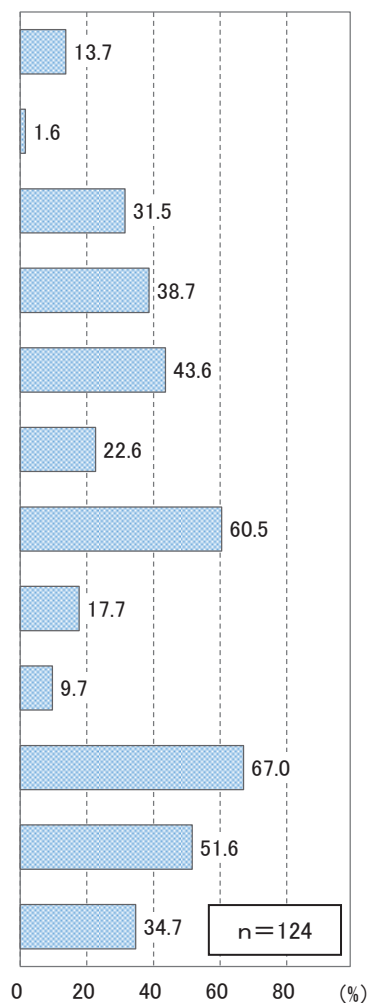
現在利用中の障害福祉サービスについては、「障害児相談支援・計画相談」が 54.1%と最も高く、次いで、「放課後等デイサービス」(53.3%)、「日中一時支援」(30.6%)の順となっています。

また、今後利用したい障害福祉サービスについては、「障害児相談支援・計画相談」が 67.0%と最も高く、次いで、「放課後等デイサービス」(60.5%)、「日中一時支援」(51.6%)の順となっています。

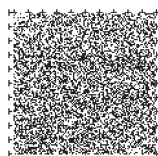
<現在利用中>



<今後利用したい>



- ・現状のサービスの利用状況では、相談支援・計画相談や放課後等デイサービス等の割合が高くなっていますが、今後利用したいサービスでは、移動支援や行動援護等の割合も高くなっていることから、障害のある人が必要とときに必要なサービスを利用できるよう、ニーズに応じた在宅サービス提供体制の確保が求められます。



（６）相談相手や情報の入手について

① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が74.2%と最も高く、次いで、「保育所、幼稚園、学校の先生」(50.0%)、「友人・知人」(42.7%)の順となっています。

② 障害や福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「保育所、幼稚園、学校の先生」と「相談支援事業所」が同率で36.3%と最も高く、次いで、「インターネットやSNS」(34.7%)、「サービス事業所の人や施設職員」(33.1%)の順となっています。

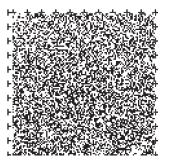
- ・ 悩みや困ったことの相談相手について、家族や親せき、保育所、幼稚園、学校の先生、友人・知人の割合が高くなっています。一方、どこへ相談したら良いか分からないが1.6%であり、障害のある人の状態やニーズに対応した相談窓口の周知に努める必要があります。
- ・ 障害や福祉サービスなどの情報の入手先について、保育所、幼稚園、学校の先生、相談支援事業所の割合が最も高く、次いで、インターネットやSNSの順となっています。障害のある人や介助者の状態によっては、市のホームページ等による情報提供のほかに広報誌等の情報提供も必要であることから、引き続き分かりやすい情報発信や相談支援に努める必要があります。

（７）権利擁護について

① 障害があることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「少しある」が37.9%と最も高く、次いで、「ある」(32.3%)、「ない」(27.4%)の順となっています。

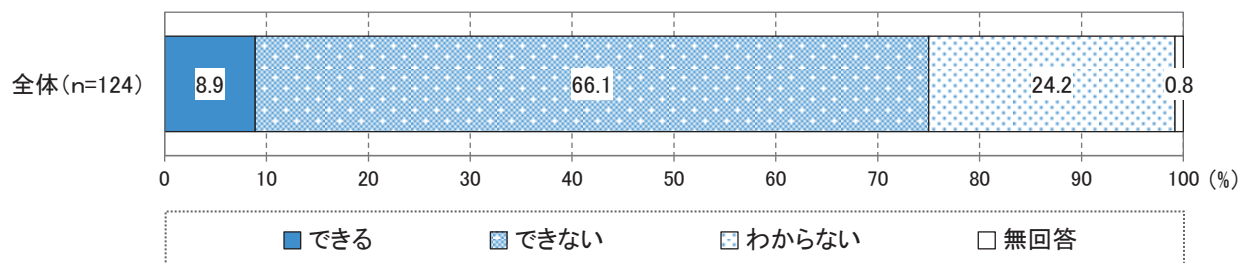
- ・ 差別や嫌な思いをした経験について、“ある＋少しある”の割合は70.2%と3人に2人以上が経験しているという結果になりました。障害による差別や偏見をなくすため、障害に関する正しい理解の普及啓発に努め、市民の意識向上を図る必要があります。



(8) 災害時の避難等について

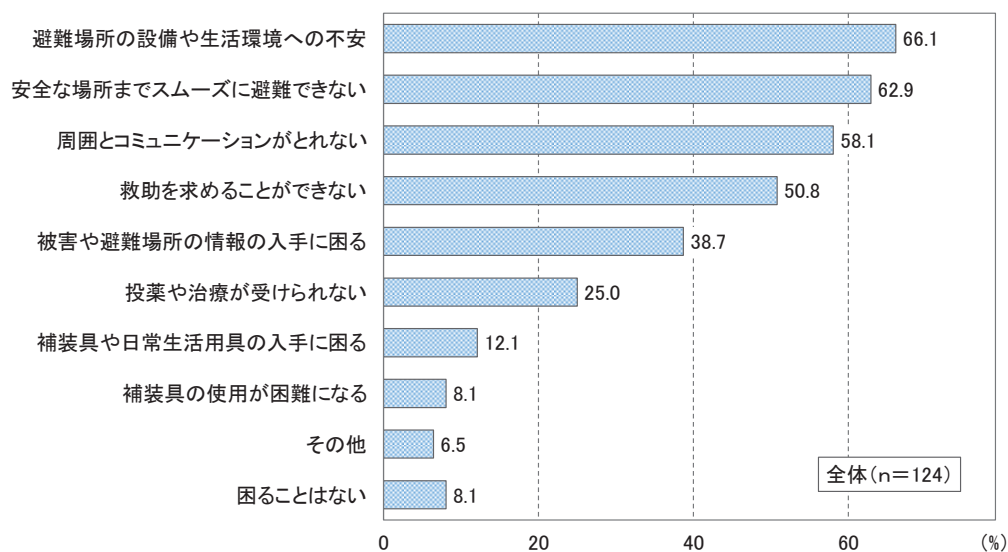
① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が 66.1%と最も高く、次いで「わからない」(24.2%)、「できる」(8.9%) の順となっています。

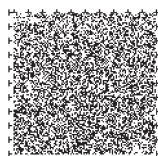


② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境への不安」が 66.1%と最も高く、次いで、「安全な場所までスムーズに避難できない」(62.9%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(58.1%) の順となっています。



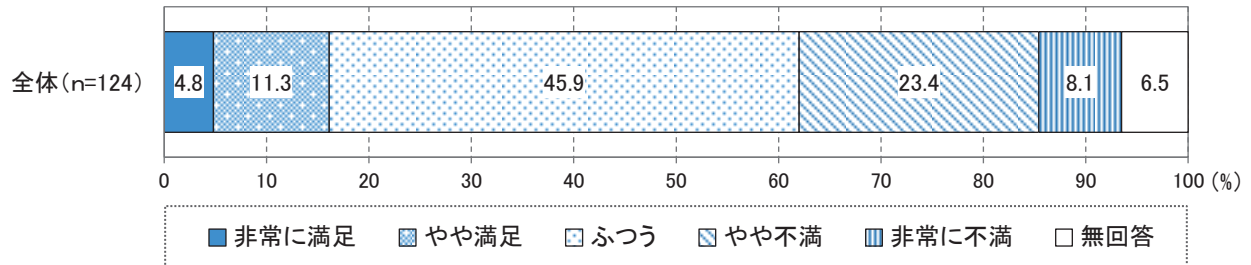
- ・災害時に一人で避難できるかについて、“できない+わからない”の割合は 90.3%とほとんどの障害児がそういう状況であることが分かります。それぞれの地域において、支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個別の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、避難場所の設備や生活環境への不安、スムーズに避難できないこと、周囲とのコミュニケーションへの不安が挙げられており、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や体制の確保に努める必要があります。



(9) 市の施策について

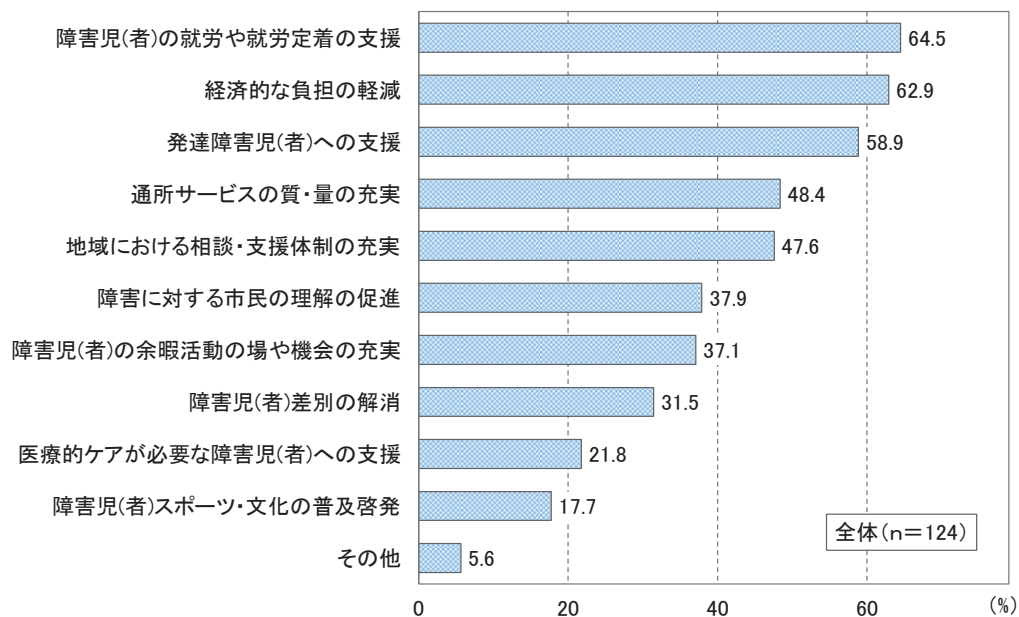
① 市の障害福祉の取組についての満足度

市の障害福祉の取組への満足度について、「ふつう」が45.9%と最も高く、次いで、「やや不満」(23.4%)、「やや満足」(11.3%)の順となっています。

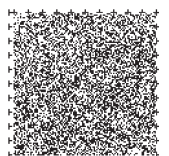


② 障害福祉に関して優先すべき市の施策

障害福祉に関して優先すべき市の施策について、「障害児(者)の就労や就労定着の支援」が64.5%と最も高く、次いで、「経済的な負担の軽減」(62.9%)、「発達障害児(者)への支援」(58.9%)の順となっています。



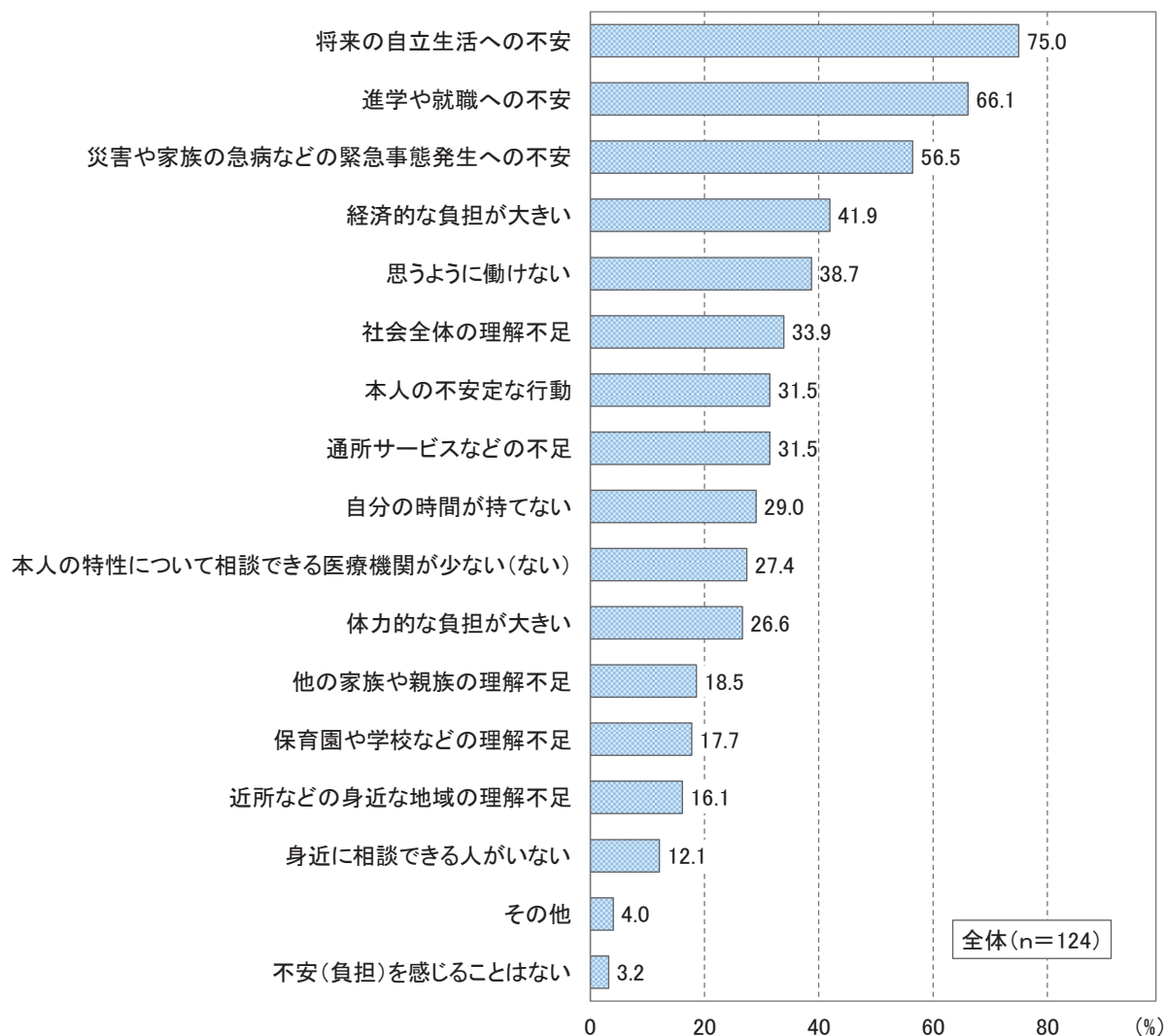
・市の施策の満足度について、“非常に満足+やや満足”は16.1%、“やや不満+非常に不満”は31.5%となっています。また、優先すべき施策では、就労に関する支援、経済的支援、発達障害への支援を求める声が多いことから、これらの点に着目して、障害福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。



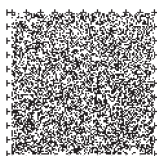
(10) 主にお子さまの養育（支援）を行っている方が感じていること

①お子さまを養育していることで、不安（または負担）に感じていること

不安（または負担）に感じていることについて、「将来の自立生活への不安」が 75.0%と最も高く、次いで、「進学や就職への不安」（66.1%）、「災害や家族の急病などの緊急事態発生への不安」（56.5%）の順となっています。

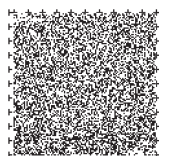


・子どもに対する不安や負担等について、将来の自立生活、進学や就職、緊急時の対応の割合が高くなっており、経済的な負担や介助者自身が思うように働けないことの割合も高くなっています。身近な支えあいから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制のもとに、養育（支援）を行っている方の不安や負担等を和らげられ、障害のある人が個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて取組を進める必要があります。



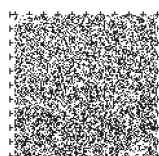
9. 事業所アンケートの結果概要

事業運営について	・報酬の増額がなければ、人材の確保が難しい。 ・助成金の取得条件が難しく、情報も不足している。 ・光熱費や材料費等の物価高騰による支出増加が課題となっている。 ・利用者の高齢化や重度化に伴い、介護技術や意思決定支援のスキル向上が求められている。
不足していると感じる障害福祉サービスについて	・移動支援や相談支援、グループホームや短期入所事業所などの施設の不足が課題とされている。 ・特に、移動支援や行動援護、重度発達障害に対応できる生活介護などのサービス不足が課題となっている。 ・ヘルパーやヘルパー事業所の不足、医療的ケア児の受け入れや就学前児童の利用できるサービスの不足も指摘されている。
協議会、各部会への要望	・各部会、相談支援専門員から出た課題をまとめ、全体で検討する仕組みづくりについて。 ・介護保険移行、生活困窮者への取組、孤独孤立に関する取組について。 ・サービス利用者の送迎や単身者への支援について。 ・不登校児の居場所づくり、要保護児童への取組、教育と福祉の連携、訪問支援事業の充実について。 ・地域の交通機関や災害時や緊急時の避難場所に関する課題について。 ・早期発見・早期療育の取組やインクルーシブ教育・保育について。 ・人権や虐待防止についての研修会。
医療的ケア児・者へのサービス	・看護師や専門的な知識を持つ職員の確保が困難。 ・必要な設備の整備 ・医療的ケア児の放課後等デイサービスの調整、支援のネットワーク化。
障害福祉サービス全般について	・島しょ部の利用者が、様々な障害福祉サービスの利用を希望されても利用できない状況である。 ・地域の事業所同士が連携し、夜間の緊急対応や移動支援の柔軟な仕組みを構築することが求められている。 ・地域課題が障害分野だけで解決できないことが多い。高齢者・児童・母子・生活困窮等、色々な分野が集まって、全体で協議するような場や仕組みがあってもよい。 ・発達障害の方の支援を検討する横断的な協議の場。 ・近年の障害者を取り巻く核家族化や高齢化が進んでいる中での成年後見制度の促進。

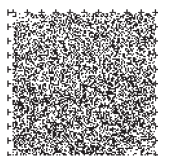


10. 関係団体ヒアリングの結果概要

相談や情報について	・ 個々の障害にあった相談支援が行えるよう人材育成が必要である。 ・ 具体的な利用制度の説明や利用機関の提示だけでなく、相談者の精神的な支えとなるよう継続した相談・支援体制が必要である。 ・ 相談支援の利用人数に対して、相談支援専門員が少なく、一人が担当する人数がとて多いため、相談支援事業所や相談支援専門員の拡充が必要である。
保育や教育について	・ 専門的な教師の配置や介助員の充実が求められる。 ・ 就学前から保護者・学校・教育委員会等の連携が必要である。 ・ インクルーシブ教育の一層の推進が求められる。 ・ 特別支援学級の情緒クラスが増えている中、適切な学習の仕方や工夫が必要である。 ・ 保育や教育関係者、家族が生涯を見据えた関わりができるよう、ライフステージに応じた支援が必要である。
地域での生活について	・ 障害のある人、ない人、日常的な交流を通じての理解が深まらない状況がある。 ・ 医療的ケア児等に対応できる看護師の人材不足。 ・ 山間部や島しょ部では支援が整っていないため、地域での生活に不便を感じている。
仕事について	・ 障害のある人の就労支援には、福祉施設の職員やジョブコーチやジョブサポーターの増員が不可欠である。 ・ 就労への移行期間も含めたフォロー体制の整備が必要である。 ・ 障害の理解について、企業や事業所でバラつきがあるため、障害の特性などの勉強会が必要である。
障害福祉サービス等について	・ 緊急時の受け入れが不足している。 ・ グループホームの入所希望は増加しているが、空きがなく利用できない状況がある。 ・ 移動支援、行動援護などヘルパー不足のため、利用したいタイミングで利用できない。 ・ 手話通訳者が不足している。 ・ 手帳の所持に伴う様々なサービスの享受について十分に伝わっていない場合がある。



情報について	・各種制度に関する行政情報は伝わりにくい現状である。 ・成年後見人制度について周知が必要である。 ・福祉サービスを利用していない人に必要な情報が届きにくい現状がある。 ・情報発信元が複数あるため情報に洩れが生じやすい。
災害時の避難について	・災害時には、支援者が必要な人々にとって避難場所のあり方も重要であり、多くの家族が不安を抱いている。 ・介護者付きの障害者受け入れ先や車いす対応可能な場所の情報をマップに加えてほしい。 ・福祉避難所が必要であり、個室やバリアフリーの設備、多目的トイレが望まれる。 ・防災マップの作成や訓練を行っているが、実際に災害が発生した際にどれだけ効果的に行動できるか不安視している。
その他	・障害のある人々が安心して暮らせる環境をつくるために、就労支援や作業所の充実、疾病のある障害者のためのグループホームの増設、視覚・歩行困難者への調査の実施、若者の活動促進などが求められている。 ・親の高齢化等に伴う親なき後の生活に不安を抱いている。 ・子育て中の親のメンタルヘルスのためにもペアレントメンターの活動を推進してほしい。



第3章 計画の理念と体系

1. 基本理念

◆本計画の基本理念

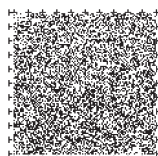
“生涯”ともに支えあい
自分らしく暮らせるまち おのみち

本市では、障害のある人が家庭や地域で本人が望む生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）ことや、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）という考え方のもと、様々な施策・事業を展開し、障害の有無に関わらず住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

本計画では、障害があっても自らの生活について障害のある人自身が選択して決定する「自己選択・自己決定」を最大限に尊重するとともに、障害のある人が必要な支援を受け、安心して地域で生活できる社会の実現のため、これまでの基本理念を継承して施策の充実を目指します。

この基本理念のもと、障害のある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障害の有無に関わらず、誰もが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現を目指します。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される合理的配慮について普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と当事者だけでなく、事業者や地域住民、地域団体等、様々な主体の参画により取組を進めることとします。



2. 施策推進の基本方針

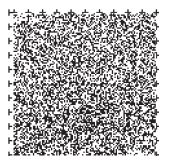
前期計画では、2つの基本の柱に基づき基本理念を実現するために取り組んできましたが、本計画においても「ライフステージに応じた支援」と「ともに暮らす地域づくり」の2本柱を中心に具体的な施策を展開します。

基本方針1 ライフステージ(人生の各段階)に応じた支援

- 障害のある人が家庭や地域で本人が望む生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）ことを基本に、障害のある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障害の有無に関わらず、誰もが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加できるよう、個々のライフステージや障害に応じて支援を行うことが必要です。
- その支援は年齢等で分断されるのではなく、その人の人生全体を視野に入れ、継続性・連続性のあるものとして展開されることが重要です。そして、障害のある人のライフステージを最も支え、見守る家族への支援も重要です。
- ライフステージに応じた支援をより有効なものとするため、継続性・連続性を踏まえた支援を行う体制づくりに取り組むとともに、障害のある人本人とその家族双方を支え続ける取組を進めます。

基本方針2 とともに暮らす地域づくり

- 多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）まちづくりを進めるためには、人とのつながりや、いざという時の安心感、生活の質の向上等が求められます。
- そのため、地域で日常的に多くの人々が自然に交流できる機会を増やすとともに、相互理解を図り、ともに支えあいながら生きていくという地域福祉意識の浸透に努めます。
- また、誰もが暮らしやすい地域社会を目指して、生活環境・外出手段の整備、情報提供の充実、スポーツ・文化活動の推進、ボランティア活動の促進、権利擁護、生活安定、医療体制の充実等、幅広い分野にわたる総合的な生活の質の向上を図ります。

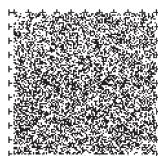


3. 施策体系

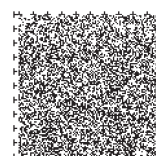
◆計画の基本理念◆

“生涯”ともに支えあい
自分らしく暮らせるまち おのみち

1 ライフステージに応じた支援	
	(1) ライフステージを通して健やかであるために
	① 一貫した相談支援体制の整備
	② 障害福祉サービス等の充実
	③ 家族支援の充実
	④ 地域生活支援体制の充実
	⑤ 精神保健福祉施策と支援体制の充実
	⑥ 難病対策の推進
	⑦ 疾病・障害の予防と早期発見
	⑧ こころの健康づくりの推進
	(2) 学校に行くまで(乳幼児期)
	① 早期発見による発達支援
	② 地域の療育体制の整備・充実
	③ 就学準備の支援
	(3) 学校に行きながら(学齢期)
	① 特別支援教育の推進
	② 障害のある児童の通所支援
	③ 卒業後の自立に向けた支援
	④ 中途障害のある児童に関する支援
	(4) 社会に出て(青年・壮年期)
	① 就労への支援
	② 施設入所(入院)から地域生活への移行支援
	③ 健康づくりと健康診査の充実
	④ 中途障害者に対する支援
	(5) 高齢を迎えて(高齢期)
	① 高齢者施策との連携



2 とともに暮らす地域づくり	
	(1)相互理解と交流
	(2)建築物の構造改善、住宅整備の推進
	(3)移動・交通対策の推進
	(4)防犯・防災対策の推進
	(5)情報提供の充実
	(6)スポーツ・文化活動の推進
	(7)社会参加の促進
	(8)権利擁護の推進
	(9)虐待防止に対する取組の強化
	(10)人権の推進
	(11)医療・リハビリテーション体制の充実

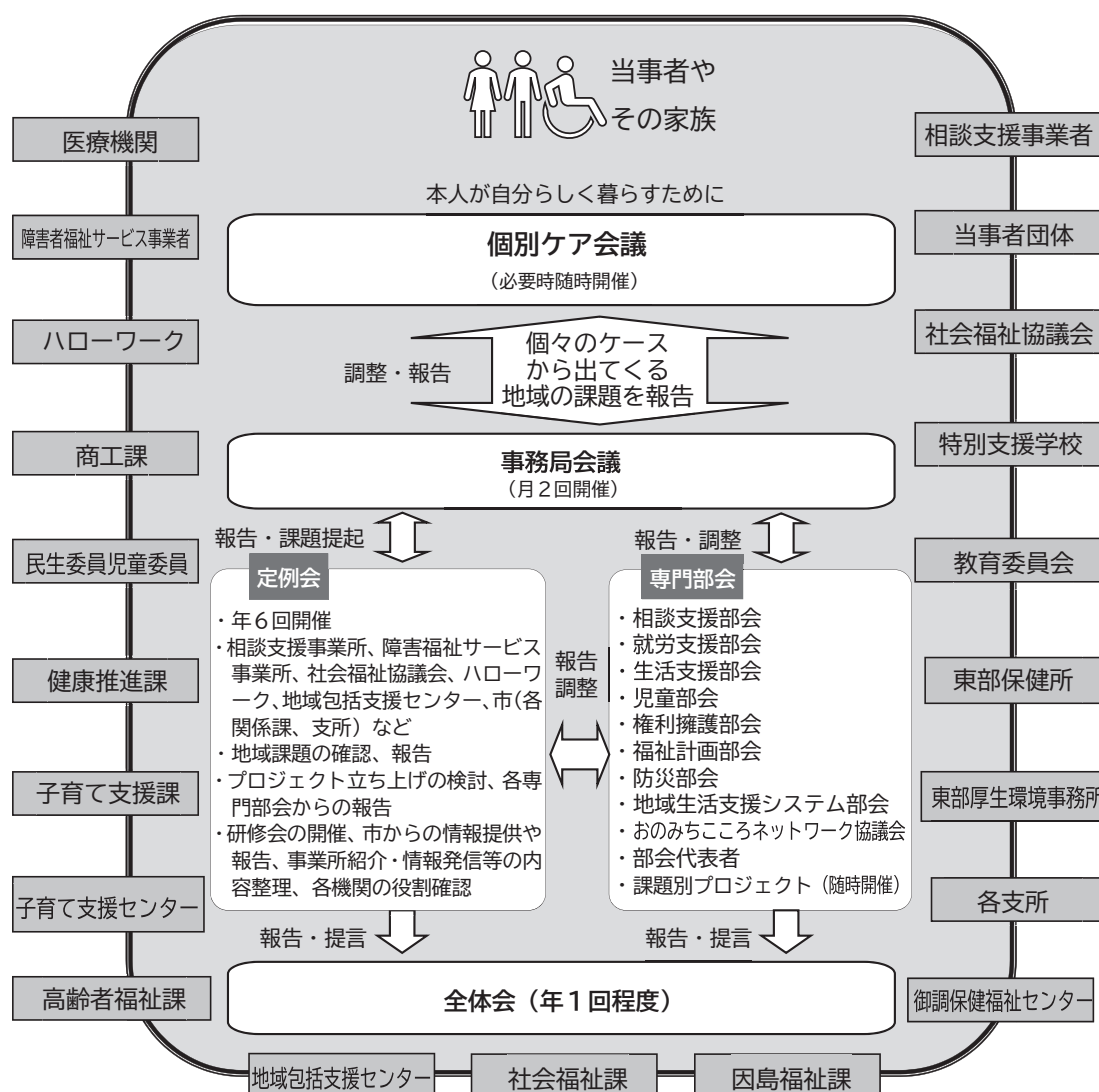


4. 施策の展開

基本方針1 ライフステージに応じた支援

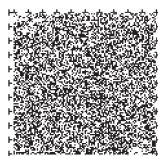
(1) ライフステージを通して健やかであるために

①一貫した相談支援体制の整備



【参考】尾道市地域自立支援協議会システム

相談支援事業の中核的役割を果たす協議の場として、尾道市地域自立支援協議会を設置しています。



現状

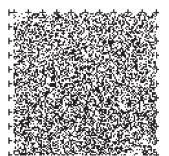
- ◆相談支援事業の中核的役割を果たす協議の場として、地域自立支援協議会を設置しています。地域自立支援協議会では、全体会・定例会・専門部会等を設置し、情報共有をするとともに地域課題の解決に向けて取り組んでいます。また、令和4年度からは新たに部会代表者会議を設置し、課題や情報共有に努めています。
- ◆尾道市の障害者相談支援事業の拠点として、障害者サポートセンターはな・はな（尾道市内）と、はな・はな因島瀬戸田相談センターの2か所を設置し、10人の相談支援専門員が専門的な相談に応じています。

施策の方向

- 地域自立支援協議会を継続して運営する中で、引き続き一貫した相談支援体制の整備に努めていきます。
- あらゆるライフステージに応じた相談体制の充実を図るため、障害のある人とその家族の個別ニーズに応じた専門的な相談機能の確立を目指します。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
地域自立支援協議会の運営	◇地域自立支援協議会において全体会・定例会・専門部会等を設置し、地域や学校等と連携して情報を共有しながら、乳幼児期から学齢期、青年・壮年期、高齢期まで継続的に相談支援に対応できる体制を整備し、地域課題の解決に向けて取り組みます。
ライフステージごとに 応じた支援を行うための 情報提供	◇障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期にいたるまで継続して記録できる県のサポートファイルや医療的ケア児者手帳「つむぎ」の周知と利用促進を図り、保育・教育・就労の場での活用やライフステージに応じた支援を推進します。
相談支援事業の充実	◇尾道市の障害者相談支援事業の拠点として、「障害者サポートセンターはな・はな」と、「はな・はな因島瀬戸田相談センター」の2か所を設置して専門的な相談に応じます。 ◇遠方のため相談窓口に来られない方に対して、市内巡回相談等による対応を実施します。



事業・取組	内容
	◇医療相談、療育相談、介護者への支援のほか、長期入院からの地域移行・地域定着に向けた支援など、より専門的な相談機能の充実に努めます。
ケアマネジメントの充実と人材育成	◇障害のある人の自立を促進し、サービスの効果的な利用を促進するために、障害を理解し、利用者個別のケアマネジメントを推進します。 ◇地域自立支援協議会の定例会を人材育成の場と捉え、市内の障害福祉サービス全事業所を対象に各種の研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めます。
困難事例に対する専門的な相談支援の充実	◇地域自立支援協議会相談支援部会において困難事例の検討会を実施し、専門的な相談支援を充実します。

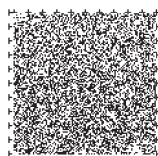
②障害福祉サービス等の充実

現状

- ◆障害者総合支援法に基づいて、多様化するニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めており、身体障害、知的障害、精神障害、難病等も含め、どの障害のある人も利用できる福祉サービスの充実に努めています。
- ◆福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域定着の支援、一人暮らしへの支援を図るために、必要なサービスの確保に努めています。
- ◆障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づき、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所に対して、障害のある人の意思決定支援に配慮した取組を促しています。

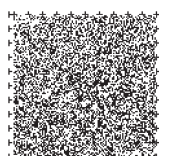
施策の方向

- 障害があっても、住み慣れた地域で本人の望む生活を実現するために、多様化するニーズに対応した障害福祉サービス等の提供とサービスの質の向上に努めます。



【主な事業・取組】

事業・取組	内容
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保	◇多様化するニーズに応じたサービス提供体制の確保に努め、身体障害、知的障害、精神障害、難病等、どの障害のある人も利用できる福祉サービスの充実を図ります。 ◇地域自立支援協議会において、人材確保に向けた方策の協議を行います。 ◇福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域定着の支援、一人暮らしへの支援を図るために、必要なサービスの確保に努めます。
障害者手帳制度や申請手続きの周知	◇医療機関と連携し、障害者手帳制度や申請手続きの周知に努めます。 ◇医療機関からの問い合わせへの個別対応を継続します。
在宅サービスの充実	◇居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）をはじめとする在宅サービスの充実に努めます。 ◇医療的ケアの必要な人を対象とする、短期入所のサービス確保に向けた検討を行います。
一時的な預かり支援の充実	◇日中一時支援事業を含む、一時的な預かり支援の充実に努めます。
施設整備への支援	◇地域自立支援協議会において、不足する社会資源の情報提供を行います。
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づく取組の実施	◇障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づき、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所に対して、障害のある人の意思決定支援に配慮した取組を促します。 ◇障害のある人の意思決定支援のため、市内障害福祉サービス事業所に対し、成年後見制度等の研修会を実施します。
県の第三者評価推進事業の活用促進	◇事業所に対して第三者評価の活用を促進し、サービス内容の質の充実に努めます。



③家族支援の充実

現状

- ◆ペアレントメンター事業は、平成 30 年度・令和元年度にそれぞれ 2 回実施しており、令和 5 年度にも実施しました。ペアレントトレーニング事業については、令和 4 年度より、県の協力によって地域自立支援協議会児童部会を中心に研修、他市への見学等を実施しています。

施策の方向

- 発達に課題のある子どもやその家族への支援にあたって、教育・福祉が連携した支援が求められており、保護者の「子どもの育ちを支える力」を向上させることを目的としたペアレントトレーニング等の普及や、家族の負担軽減のためのサービスの充実に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
家族への支援	◇ペアレントメンターやペアレントトレーニングの普及に向けた研修等を通じ、発達障害等のある子どもの家族への支援体制の充実に努めます。
在宅介助の負担を軽減するサービスの充実	◇在宅で障害のある人の介助を行う家族の負担軽減のため、短期入所や各種居宅サービス、放課後・長期休暇等の日中活動の提供を促進します。

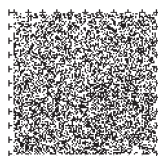
④地域生活支援体制の充実

現状

- ◆地域の住民が高齢となり介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療と介護の多職種間における連携を進めています。

施策の方向

- 障害のある人の高齢化が進む中で、地域包括支援センター等とも連携し、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応できる支援体制の確立に努めます。



【主な事業・取組】

事業・取組	内容
地域生活の支援する多職種連携の仕組みづくり	◇本市には、高齢者を支えるシステムとして、尾道市医師会を中心とした多職種の連携による高齢者の在宅医療ケアシステムが構築されています。 ◇地域包括支援センターとの連携を図り、障害のある人においても在宅医療ケアシステムを引き続き活用するとともに、高齢者施策との連携を強化します。

⑤精神保健福祉施策と支援体制の充実

現状

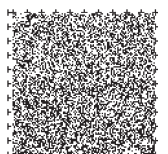
- ◆精神科の治療中断者や未受診者・ひきこもりの人など、生きづらさを抱える人にアウトリーチによる継続的な支援を行っています。
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたり、令和3年度より「おのみちこころネットワーク協議会」として定例で会議を開催しました。医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助けあい・教育といった包括ケアを構成する要素について、課題整理のための協議を行っています。

施策の方向

- 精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して本人の望む生活ができるよう、行政を含めた関係者の重層的な連携による支援体制の確立に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
支援体制の充実	◇保健師等による個別訪問の実施などを通して、制度の周知や個別ニーズの把握による支援への展開など、きめ細かな取組を進めます。 ◇利用可能なサービスや各種福祉施策の紹介など、情報提供や利用支援を行います。
アウトリーチによる相談支援	◇生きづらさを抱える精神科の治療中断者や未受診者、ひきこもりの人などへの訪問等を通じて継続的な支援を行う「こころサポート事業」を実施します。
精神障害にも対応した	◇令和3年度より定例で開催する地域包括ケアシステム構築の



事業・取組	内容
地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	ための「おのみちこころネットワーク協議会」の協議を踏まえ、本市にあった支援システムの構築を推進します。 ◇個別ケースから精神障害者支援の課題を抽出し、問題解決に向けた具体的な行動につなげるための協議を継続します。
医療機関との連携強化	◇医療機関等との連携を強化し、適切な医療の提供につながるよう体制づくりを進めます。
退院可能な精神障害者の退院促進	◇退院促進を進める上で、地域住民の理解と居住サポートの推進など、地域での受け入れ体制整備を目指します。 ◇多職種連携でカンファレンス（サービス担当者会議）を行うなど、当事者が自分らしく安心して地域生活に戻れるような円滑な移行支援体制を目指します。

⑥難病対策の推進

現状

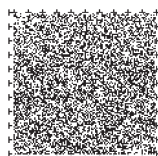
- ◆保健所との連携を図り、難病に関する相談及び支援を行うとともに、関係機関の講演会の共催を行う等、広く市民に難病への理解を得るための周知に努めています。

施策の方向

- 県や保健所及び医療機関と連携を図り、難病に関する相談及び支援、情報提供等の充実に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
関係機関との連携	◇県や保健所との連携を図り、難病に関する相談及び支援を行います。 ◇関係機関の講演会等について、広報等による周知協力を図ります。 ◇県や保健所を中心に、難病対策センターや市内3か所にある難病医療協力病院等と連携を図り、難病対策の充実に努めます。
難病患者への情報提供の充実	◇県や保健所との連携を図り、市ホームページから難病患者関連情報へのアクセスが可能となるよう、ホームページ等の充実に図ります。



⑦疾病・障害の予防と早期発見

現状

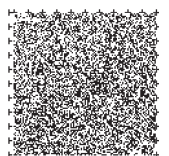
- ◆生活習慣病をはじめとする疾病等の予防に係る知識の普及・啓発を図るとともに、健康づくり事業等を通じて疾病・障害の早期発見や発見後の事後指導に努めています。
- ◆歯の健康づくりとして、生涯を通じて口腔機能が維持できるよう、歯科医師会と連携し、35～70歳の5歳刻みの年齢を対象に歯周疾患検診事業を実施するほか、広報やホームページにおいて、歯周疾患検診事業について掲載するとともに口腔保健に関する周知啓発に努めています。
- ◆健康診査受診後の健康相談や特定保健指導の場で事後指導を行っています。

施策の方向

- 障害の発生予防のため、障害のある人の健康管理、医療の充実に努めるとともに、働き盛り世代や若年層へ向けても、生活習慣病をはじめとする疾病・障害等の予防のための健診受診を呼びかけます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
疾病・障害の予防と早期発見・早期対応	◇生活習慣病をはじめとする疾病・障害等の予防に係る知識の普及・啓発を図るとともに、健康づくり事業等を通じて疾病・障害の早期発見や発見後の事後指導に努めます。 ◇歯の健康づくりとして、生涯を通じて口腔機能が維持できるよう、歯科保健指導体制の整備や歯科保健医療サービスの確保に努めます。



⑧こころの健康づくりの推進

現状

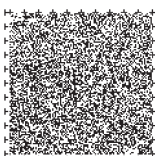
- ◆メンタルヘルスの推進、こころの健康やひきこもりをはじめとする各種相談事業、関係者や市民への啓発事業研修会、自殺未遂者対策、児童・生徒の SOS 出し方教育の実施、関係者のネットワーク等を通じてこころの健康づくり対策の推進に努めています。

施策の方向

- 各関係機関が連携しあいながらこころの健康づくりの推進に努めていきます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
相談窓口の普及・啓発	◇精神保健福祉士・公認心理師等によるこころの健康やひきこもりについての「こころの相談」を予約制で行います。
みんなで生きるを支える尾道プランの推進	◇みんなで生きるを支える尾道プランにより、生きることを支え、誰もが自殺に追い込まれることがない社会の実現を目指します。 ◇自殺対策の推進のため、メンタルヘルスの推進、こころの健康やひきこもりをはじめとする各種相談事業、関係者や市民への啓発事業研修会、自殺未遂者対策、児童・生徒の SOS 出し方教育の実施、関係者のネットワークの充実を図ります。
自殺対策推進委員会の開催	◇年2回開催し、各関係機関の取組・相談状況、自殺に関する情報や動向等を共有し、自殺対策の推進に努めます。



(2) 学校に行くまで(乳幼児期)

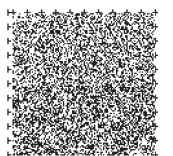
①早期発見による発達支援

現状

- ◆乳幼児期の疾病・障害の早期発見の場として、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診に加えて、医療機関で新生児聴覚検査、乳児検診費用の一部助成を実施しています。子どもの発育・発達を保護者と確認し、心身の発育・発達の課題が発見された場合は、保護者の不安や負担感の軽減ができるよう、助言や必要な支援へのつなぎを行っています。
- ◆令和4年4月1日開設された、子ども家庭総合支援拠点で、支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、継続的な支援を強化しています。
- ◆市内7か所の子育て世代包括支援センター“ぽかぽか★”との連携により、全ての子育て家庭が不安なく子育てできるよう、妊娠期から出産及び子育て期にわたって切れ目のない総合的な支援を実施しています。
- ◆児童の虐待に関する相談支援体制の充実に努めており、全国で虐待件数が急増する中で、子どもの命を守るための経験豊富な職員の確保が課題です。
- ◆保護者の子育てに対し不安や悩みを聞き、必要な支援につなげるため、令和5年10月からスタートした乳児（生後2か月から満1歳）に対する、育児用品の対面配布（毎月）を開始しました。

施策の方向

- 乳幼児期の疾病・障害の早期発見、早期療育のため、各機関との連携を強化し、心身の発育・発達の課題が発見された場合は、適切な医療や療育につなげることにより、保護者の不安や負担感を軽減できる体制の充実に努めます。



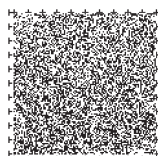
【主な事業・取組】

事業・取組	内容
乳幼児健康診査の充実	◇乳幼児期の疾病・障害の早期発見の場として、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診に加えて、医療機関で新生児聴覚検査、乳児検診費用の一部助成を実施しています。 ◇健診後から就学するまでの支援として5歳児相談を実施し、医師による相談・指導の後、臨床心理士・保健師による相談も行い、必要な場合は療育につなげます。 ◇経過観察や細かな支援が必要な場合は、健診事後教室・発達相談等により、乳幼児の課題に応じた対応や子育て方法等を確認して、保護者の不安や負担感を軽減するよう努めます。 ◇心身の発育・発達の課題が発見された場合は、適切な医療や療育につなげます。 ◇課題を抱える乳幼児の保護者には、保健師や臨床心理士による個別相談を行い、不安の軽減や孤立を防ぐよう努めます。
早期療育の充実	◇医療機関と療育機関との連携体制を強化しつつ、障害のある児童や長期にわたる療養を必要とする児童に対して、専門相談や親子教室、親の会への支援等を行います。
子育て世代包括支援センター“ぽかぽか★”との連携	◇子育て世代包括支援センター“ぽかぽか★”との連携により、身体やこころの健康、子育てに関する相談など、妊娠・出産から子育て期まで切れ目なくサポートを行います。 ◇「ぽかぽか★おむつ定期便事業」として生後2か月から満1歳の乳児がいる家庭に、毎月、紙おむつ等子育て用品を配達することで、乳児と保護者の継続的な見守りを行う取組を実施します。
児童虐待の防止	◇児童の虐待に関する相談支援体制の充実に努めます。 ◇地域での身近な相談者となっている民生委員児童委員等の自主的な活動を支援します。

②地域の療育体制の整備・充実

現状

- ◆児童発達支援センターにおいて支援を必要とする児童やその家族の相談、発達課題のある児童を預かる施設への援助・助言を実施しています。
- ◆受け入れを医療的ケア児に特化した児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が令和4年に市内に開所しました。

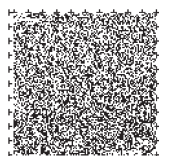


施策の方向

○障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
発達に関する個別相談の実施	◇健診事後や保護者・保育所等からの相談で、発達に不安がある、育てにくさがある、集団行動が苦手など、課題を抱える乳幼児に対して臨床心理士等が個別に発育の確認を行います。 ◇乳幼児に対する理解を深めるとともに、発達や課題に応じた対応についてアドバイスを行い、必要な場合は療育につなげます。
ケアマネジメントシステムの展開	◇医師会をはじめ、尾道市社会福祉協議会、民生委員児童委員、行政等が連携して障害のある児童を支えるケアマネジメントシステムの構築を検討します。 ◇児童発達支援センターが、支援を必要とする児童やその家族の相談とあわせて発達課題のある児童を預かる施設への援助・助言を行います。
保育所・幼稚園での受け入れ促進	◇地域とともに育つというインクルーシブの観点から、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症等を含め、保育所や幼稚園での保育・教育が必要な児童の受け入れを推進します。
医療的ケアを要する児童への適切な支援	◇医療的ケアを要する児童が身近な地域で支援が受けられるよう、庁内関係課及び障害者サポートセンターはな・はなをメンバーに「医療的ケア児の支援に関する協議」を開催します。 ◇医療的ケアに対応する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所への支援の充実を図ります。
人材の育成	◇療育に関わる人材の資質向上を図るため、地域自立支援協議会の児童部会を中心に、各事業所間での情報共有と事例検討を行います。
発達障害も含めた障害のある児童への支援	◇児童発達支援や放課後等デイサービスについて子育て支援課等と連携しながら適切な利用の促進を図るとともに、障害のある児童に対する各種福祉サービスの充実に努めます。



③就学準備の支援

現状

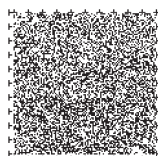
- ◆個々の児童にあったより適切な就学を図るため、各種相談・指導のほか、入学前に特別支援学校を体験できる機会（見学会、講習会）の充実や交流機会の促進に努めるとともに、小学校入学前に、特別支援学級の教員等が、保育所・幼稚園・通園施設と連携を図り、障害のある児童とその保護者に対し、相談・指導を行っています。
- ◆就学に関して、特別支援教育に対して保護者の理解が進み相談者が増えている一方で、課題があるにも関わらず、就学相談に結びつかない保護者がいる状況です。

施策の方向

- 保護者の意向を踏まえ、子どもの発達特性にあわせた具体的な指導・支援について伝えます。
- 特別支援学校の取組等から将来の自立の力の育成に向けて、どのようにイメージをして関わっていくかを確認しながら、丁寧な相談支援に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
就学に関する相談・指導の充実	◇小学校入学前に、特別支援学級の教員等が、保育所・幼稚園・通園施設と連携を図り障害のある児童とその保護者に対し、相談・指導を行います。 ◇発達課題があるにも関わらず就学相談に結びつかない保護者に対して、就学前の所属園が主体となって支援へ結びつける体制構築のため、取組を継続します。
特別支援学校を体験できる機会の充実	◇個々の児童にあったより適切な就学を図るため、各種相談・指導のほか、入学前に特別支援学校を体験できる機会（見学会、講習会）の充実や交流機会の促進に努めます。
就学相談の充実	◇教育支援委員会において、就学相談結果の活用、保護者の意見表明の機会の設定、就学後の指導内容等に関する助言など、機能の充実を図ります。 ◇子どもの視点に立って、保護者と一緒に就学後の学び方や困り感を想像する中で、いい育ちができるようにということを中心に、障害特性にあわせた具体的な指導・支援の仕方等を検討します。



(3) 学校に行きながら(学齢期)

①特別支援教育の推進

現状

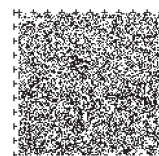
- ◆発達障害のある児童への支援として、各校で発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導が行えるよう、特別支援教育コーディネーターを配置しています。個別の教育支援計画を作成し、当該児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図っています。
- ◆総合的な学習の時間で福祉教育を行うほか、中学校の職場体験学習において福祉施設を訪問する等、障害のある人との交流機会を通じてお互いを理解しあえる環境づくりに努めています。

施策の方向

- 特別支援教育の体制づくりとともに、指導する教職員の資質向上を通して、特別支援教育の質を高めます。
- 各校の特別支援教育コーディネーターが個別の教育支援計画を作成し、当該児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
特別支援教育の推進	◇特別支援学級に通う児童が増加している状況を踏まえ、一人ひとりの障害の状態や特性を把握し、個々に応じた教育が受けられるよう教職員の資質向上のための研修の充実を図ります。 ◇教育支援訪問相談等の巡回相談や特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍する自閉スペクトラム症、限局性学習症、注意欠如・多動症等を含む障害のある児童・生徒等への支援の充実を図ります。
発達障害のある児童への支援の充実	◇発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導が行えるよう、特別支援教育・発達支援のためのコーディネーターを配置し、特別支援学校や保健・医療・福祉等の関係機関との連携を強化します。



事業・取組	内容
	◇特別支援教育コーディネーターの役割や個別の教育支援計画の効果的な活用について研修を行います。
インクルーシブ教育システムの構築	◇特別支援教育の更なる展開と障害者差別解消法による「合理的配慮」を踏まえ、障害のある児童とない児童がともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築を目指す取組を推進します。 ◇個別の教育支援計画等を活用し、個々に応じた手立てを実施します。
学校教育の中での福祉教育の推進	◇総合的な学習の時間で実施する福祉教育や福祉ボランティアを体験する福祉実践教室など、学校教育の中で障害に関する学習と啓発を進めます。 ◇障害のある人との交流機会を通じてお互いを理解しあえる環境づくりに努めます。
学校施設のバリアフリー化	◇学校施設において、必要に応じて改築・改修を進めます。

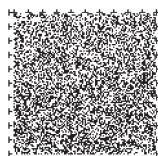
②障害のある児童の通所支援

現状

- ◆放課後等デイサービス事業所は増加していますが、利用希望者も増加しており、需要が高まっています。

施策の方向

- 障害のある児童の地域での健やかな育ちを支援するため、学校等とも連携し、障害児通所支援等の体制の充実を図るとともに、保護者の就労支援に努めます。



【主な事業・取組】

事業・取組	内容
通所支援の実施	◇放課後における療育の場や一時預かり支援を充実させるため、放課後等デイサービス、日中一時支援などの実施及び提供基盤の充実を図ります。 ◇乳幼児期に引き続き、放課後等デイサービスの利用による専門的な療育等が必要な場合に対応するため、放課後等デイサービスにおける学齢期の児童の受け入れを促進します。
一時預かり支援の充実	◇日中一時支援やおのみちファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブなど、障害のある児童を預かるサービス等の充実・拡大に努めます。 ◇地域の各種組織や地域のボランティア・NPO 団体等が主体的に行う居場所づくり・交流の場づくりの支援に努めます。
学校との連携強化	◇教育上特別な支援が必要な児童の増加を踏まえ、児童の特性に応じた支援の充実に努めます。 ◇教育委員会と校長会等を通じて情報提供を図り、学校との連携を強化します。
障害のある児童の保護者への就労支援	◇保護者が経済的に自立できるよう、個別相談に応じながら、障害のある児童の預かり支援等のサービスの充実を図り、保護者の就労を支援します。

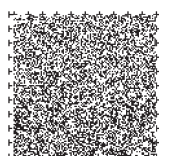
③卒業後の自立に向けた支援

現状

- ◆障害のある生徒一人ひとりの希望を踏まえた進路を見出せるよう、合同事業所説明会改め「仕事とくらしの福祉事業所説明会」を、令和4年度より動画配信にて開始しました。
- ◆障害のある生徒がより主体的に考え、行動できるよう保護者と学校への働きかけが必要です。

施策の方向

- 進路に関する情報を幅広く提供できるよう工夫し、今後もよりよい情報提供の方法を検討しながら体制を充実させていきます。



【主な事業・取組】

事業・取組	内容
進路に関する情報提供の充実	◇障害のある生徒一人ひとりの希望を踏まえた進路を見出せるよう、仕事とくらしの福祉事業所説明会の開催など、よりよい情報提供の方法を検討しながら体制を充実します。
進路選択の充実	◇特別支援学校高等部において、卒業後の生徒の社会的・職業的自立を促進するため、企業等への理解・啓発、訪問を通じての継続的協力体制の確立等を図ります。 ◇本人及び保護者に情報が行き届き、多様な進路選択が可能となるよう、また、卒業後のサービス利用が円滑にできるよう進路検討会議や移行支援会議を特別支援学校等と連携して取り組みます。

④中途障害のある児童に関する支援

現状

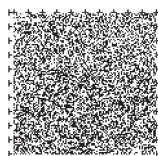
- ◆学校と関係機関がケース会議等を通して実態把握に努め、個々に応じた支援を行っています。

施策の方向

- 中途障害のある児童は、生まれながらの障害のある人とは異なる精神面等のフォローが必要であるため、個々に応じたよりよい支援体制を構築していきます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
中途障害のある児童に関する相談支援	◇中途障害のある児童は、生まれながらの障害のある人とは異なる精神面等のフォローが必要であるため、学校と関係機関とが密に連携を図りながら、個々に応じた相談支援等の体制や情報提供に努めます。 ◇いじめ等による精神状態の悪化を防ぐため、スクールカウンセラーの充実に努めます。
復学への支援	◇復学を可能とするための、障害に応じた支援を行います。



(4) 社会に出て(青年・壮年期)

①就労への支援

現状

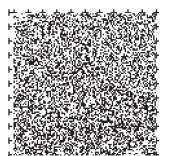
- ◆就労に関わる個別の相談については、障害者サポートセンターはな・はなや相談支援事業所が関係機関と連携し、必要時には障害者就業・生活支援センターやハローワークにつなげています。
- ◆市役所における障害者雇用の推進のため、採用候補者試験において、障害のある人を対象とした試験区分を新規に設定するほか、会計年度任用職員の募集を適宜行う等、障害を有する職員の職場定着のための職場環境整備に取り組んでいます。
- ◆トライアル雇用（障害者試行雇用事業）やジョブコーチ（職場適応援助者）制度等を広く周知し、利用促進に努めています。

施策の方向

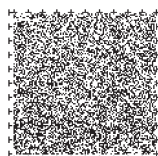
- 一人ひとりが状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう「障害のある人が地域でその人らしく働く」ことを目指し、障害者の社会参加と経済的自立に向けた障害者の就労支援に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
就労相談支援体制の整備	◇障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、就労や生活に関する相談ができる場を提供していきます。
雇用促進の啓発	◇地域自立支援協議会就労支援部会において、本人と家族の意向のもと、福祉・労働・行政関係者等が連携して、職場体験実習を実施します。 ◇広島県の障害者雇用に関する事業のPR（チラシ設置や広報掲載等）を行います。 ◇関連機関との連携により雇用に関する法律や制度を周知し、市内事業所への支援に取り組みます。 ◇障害者雇用の場の拡大を図るため、ハローワークや商工会議所等関係機関との連携を図りながら企業に各種助成制度の周知・活用を働きかけます。 ◇地域自立支援協議会就労支援部会を中心に、企業向け普及啓発



事業・取組	内容
	セミナーを実施することで、障害者雇用に関する制度説明の機会を提供します。
就労定着支援の実施	◇就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
トライアル雇用やジョブコーチ制度等の周知・利用促進	◇トライアル雇用（障害者試行雇用事業）やジョブコーチ（職場適応援助者）制度等を広く周知します。 ◇ジョブコーチ等の人材の確保や質の向上を図るため、国や県に働きかけます。
多様な働き方の普及	◇障害者雇用の可能性を広げるための環境づくりとして、個々の状態に応じた福祉用具の活用、交通機関や住環境など、地域のバリアフリー化を促進します。
福祉的就労の促進	◇一人ひとりが状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるように生産活動や就労に向けてのマナーや技術の習得、就労支援が受けられるように支援し、社会参加を促進します。 ◇就労先の開拓や作業内容の確保と所得の向上につながるよう支援を行います。
職業リハビリテーション対策の推進	◇一人ひとりの状態や希望に応じた、技能向上のための指導等（職業リハビリテーション）が行われるよう、福祉職員の技術向上を図ります。
復職・再就職への支援	◇在職中に中途障害になった人が職場へ復帰・定着または再就職ができるよう、障害者就業・生活支援センターやハローワーク、民間企業等の関係機関と連携して様々な相談支援に努めます。
市役所における障害者雇用の推進	◇精神障害のある人を含めた法定雇用率の引き上げへの対応をはじめ、短時間雇用等多様な就労を研究するなど、市職員の障害者雇用の拡充に努めます。
優先調達拡大	◇尾道市障害者就労施設等からの物品調達方針に基づき、市が行う物品等の調達に際し、市ホームページへの情報掲載などを通じて、障害者就労施設等への発注の拡大に引き続き取り組みます。



②施設入所（入院）から地域生活への移行支援

現状

- ◆入院生活から地域生活への移行支援について、長期在院者の高齢化や住まいの資源不足等の課題があります。
- ◆希望者に対して、相談支援専門員が中心となり在宅生活に向けての支援をしています。
- ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場として、おのみちこころネットワーク協議会を設置しました。

施策の方向

- 障害者支援施設等に入所している障害のある人や、精神科病院に入院している精神障害のある人が地域生活に移行する際の受け皿の整備に努めます。

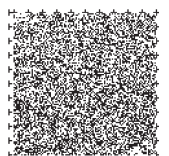
【主な事業・取組】

事業・取組	内容
施設入所から地域生活への移行支援	◇全ての障害のある人が住み慣れた地域の中で、地域の人々に見守られながら在宅生活を続けられることを目指して、在宅生活への支援を進めます。
入院生活から地域生活への移行支援	◇条件が整えば退院可能な状態にある人が、地域生活へ円滑に移行できるように、医療機関と連携した退院支援への取組や在宅サービスの充実、共同生活援助（グループホーム）といった受け皿の整備を促進します。 ◇精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場である、おのみちこころネットワーク協議会を中心に協議を進めます。

③健康づくりと健康診査の充実

現状

- ◆特定健診受診率向上のために広報、個人通知、電話受診勧奨等を実施しました。
- ◆要精密者には、アンケート調査を行い受診状況の把握と受療につなげました。実施医療機関に対して、精密検査の結果を市へ返送する連携を行っています。



施策の方向

○若年期からの生活習慣病予防を推進するとともに、健康診査の受診率と保健指導の実施率向上を図り、運動習慣の定着を図る等の市民の健康づくりを支援します。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
疾病・障害の予防と早期発見・早期対応	◇特に壮年期における生活習慣病の増加は著しく、重症化することにより内部障害や脳血管障害へつながる危険性が高くなっています。そのため、若いうちからの生活習慣病予防を推進するとともに、健康診査の受診率向上と結果を活かした生活（生活改善、要精密検査の受診、治療）の支援の充実に努めます。
健康づくりの推進	◇健康に生涯を過ごせるよう、幸齢ウォーキング事業（プラス10分てくてく運動）や自宅で身近な場所でできるスポーツ等を推奨し、運動習慣の定着を図ります。

④中途障害者に対する支援

現状

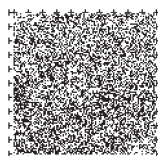
◆障害者サポートセンターはな・はなを中心に、中途障害者に対する個別の相談に応じています。

施策の方向

○職場や地域の関係機関と連携を図り、中途障害者への相談支援体制等の整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
中途障害者に対する相談支援	◇青年期・壮年期では、疾病、加齢、事故等による身体機能の低下のほか、職場のストレス等によるこころの病気にかかる可能性も高くなります。そのため、中途障害者に関する様々な情報提供を行うとともに、職場や地域の関係機関と連携を図り、相談支援体制等の整備に努めます。
復職・再就職への支援	◇在職中に中途障害になった人が職場へ復帰・定着または再就職ができるよう、ハローワーク、民間企業等の関係機関と連携して様々な相談支援に努めます。



(5) 高齢を迎えて(高齢期)

① 高齢者施策との連携

現状

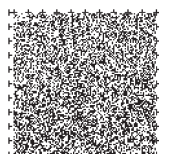
- ◆ 障害者福祉施策と介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の双方の適切な運用と障害福祉分野と高齢者福祉分野の相互理解を深めるため、合同での研修会を開催しています。
- ◆ 障害福祉サービスを利用されている方の65歳到達等において、不安なく「障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行」等ができるよう、マニュアルを共同作成し活用を進めています。
- ◆ 障害のある人自身が高齢になり生じる課題はもとより、家族が高齢となり本人や家族に生じる問題もあることから、居宅介護支援事業所（介護支援専門員）等との更なる連携が必要となっています。

施策の方向

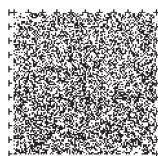
- 複合・複雑化した課題を抱えるケース（8050世帯・ヤングケアラー・経済的困窮等）においては、重層的支援体制整備事業における多機関連携や課題解決を図ります。
- 地域で支え、また支えられながら、健康的に自らが望む生き方を主体的に選び、安心して暮らし続けることができる障害者及び高齢者施策の推進に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
介護保険制度との連携	◇ 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に際して、ケースごとの課題を共有し対応することで、介護保険制度と障害者福祉施策、双方の適切な運用に努めます。 ◇ 相談支援専門員と地域包括支援センター・介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携が重要となるため、個別ケア会議の開催や両制度の研修等を通じて連携を強化します。
多機関との連携	◇ 障害のある人の高齢化に伴い、その保護者の年齢も高くなることから、家族全体への支援が必要な場合もあります。そのため、高齢者の医療、介護、権利擁護等の様々な面からサポートや相談等を行う拠点である地域包括支援センターとの連携を強化します。



事業・取組	内容
	◇要介護の認定を受けた方のケアプランを担当する居宅介護支援事業所（介護支援専門員）との連携を強化します。 ◇複合・複雑化した課題を抱えるケースにおいては、重層的支援体制整備事業における連携や課題解決のためのケース会議にて協議し対応します。
介護予防の推進	◇できる限り要介護状態になることなく、健康に高齢期を過ごせるよう、幸齢ウォーキング事業（プラス 10 分てくてく運動）やシルバーリハビリ体操等の介護予防事業、自宅や身近な場所のできるスポーツ等を推奨し、運動習慣の定着を図ります。 ◇若年層から健康的な生活習慣の定着及び生活習慣病の予防等を図るため、健康寿命を延ばすための取組等への参加を促進します。 ◇高齢期においては、高齢者の集いの場である「ふれあいサロン」や「シルバーリハビリ体操事業」等、地域における介護予防事業への参加を促進します。
認知症の発症予防・早期発見・対応	◇脳血管障害による認知症については、生活習慣の改善のための普及・啓発活動や情報提供等を通じて、発症予防や初期症状の早期発見・対応に努めます。 ◇「ふれあいサロン」や「さわやか健康大学」等において、認知症予防の啓発を行います。 ◇認知症になっても安心して地域で暮らすことができる「認知症にやさしいまちづくり」を進めます。



基本方針2 とともに暮らす地域づくり

(1) 相互理解と交流

現状

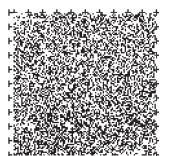
- ◆「障害者週間」(12月3日から9日まで)を中心に障害への理解と社会参加を促進するため、障害のある人の作成した絵画や作品の展示、講演会の動画配信等を行っています。

施策の方向

- 今後も、各種人権問題研修等を通じ、障害のある人の視点から対応策を検討し、障害を理由とする差別の解消に努めます。
- 障害の有無に関わらず、障害のある人と地域の人々が交流できる機会の創出と障害への理解の促進に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
啓発・広報等の推進	◇「広報おのみち」への福祉サービス等の掲載をはじめ、「障害者週間」(12月3日から9日まで)における取組を通じて、障害への理解促進に努めます。 ◇身体障害や知的障害等に加え、性同一性障害、LGBT(性的マイノリティ)、発達障害等についても市民の理解をより深めるため、当事者団体や関係機関との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。
交流活動の実施及び支援者の育成	◇障害のある人や家族との交流会を開催して、相互の意見を交換する場を設けたり、自主的な交流活動を補助する社会参加促進事業を推進します。 ◇交流活動や学習活動に必要な指導者及びガイドヘルパー、ボランティア等の育成を図るとともに、障害のある人と地域の人々が自然に交流できる機会の創出に努めます。
こころのバリアフリー化	◇障害者基本法に基づき、障害の有無に関わらず、差別の解消や誰もがお互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及を図ります。 ◇基本的人権を尊重できる社会を目指し、人権啓発活動等を進めます。
障害のある人に関するマークの普及	◇障害のある人への配慮を求める様々なマークについて普及啓発を行います。 ◇地域自立支援協議会権利擁護部会で障害の理解・啓発を目的に作成した障害理解啓発冊子を市のホームページに掲載するほか、市内の公民館や商業施設、学校等に配布し、普及啓発に取り組みます。

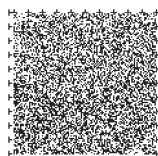


障害のある人に対応した施設・設備であることやルールなどの存在を示したり、障害のある人が支援を必要としていることをわかりやすく伝えるため、色々なシンボルマークや表示があります。

これらのマークを見かけたときは、必要としている人へ適切な配慮をお願いします。

《障害に関する様々なマーク》

	ヘルプマーク 援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。		障害者のための国際シンボルマーク 障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられているマーク。		「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上 50 cm程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというシンボルマーク。
	ハートプラスマーク 身体内部に障害がある人を表すマーク。		オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマーク。
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）法を啓発するマーク。		耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク。
	手話マーク 手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、手話による対応ができるところが掲示できるマーク。		筆談マーク 筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、筆談による対応ができるところが掲示できるマーク。
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク。		聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に掲示するマーク。
	障害のある人のための国際シンボルマーク 障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマーク。		参照：尾道市「障害のことを知っていますか？」 



(2) 建築物の構造改善、住宅整備の推進

現状

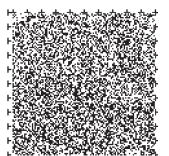
- ◆公共交通においては、ノンステップバスの導入やバリアフリーに対応した船舶の建造等、高齢者や障害のある人等の移動等の円滑化に向けた取組を進めているほか、東尾道駅のバリアフリー化に向けてJRと継続して協議を行っています。
- ◆障害のある人が地域で住まいを借りやすくするために、障害者サポートセンターはな・はなの業務として、居住サポート事業を実施しています。

施策の方向

- 誰もが安全で快適に生活できるユニバーサルデザインの考え方の下、建築物・道路等の整備と公共交通のバリアフリー化を進め、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進します。
- 親なき後も住み慣れた地域で、安心した生活ができるよう居住環境の整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
建築物、道路、公園及び公共交通機関の施設の整備	◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、誰もが暮らしやすいバリアフリー化された建築物の整備について、建築主に対して指導をするとともに、民間への啓発を推進します。 ◇新築の公共建築物については、全ての条例等に基づいた設計・建築を行うとともに、市街地での新たな道路整備については、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づいて行います。 ◇公共及び民間建築物や道路・公園、公共交通機関等の施設をバリアフリー化し、誰もが利用しやすい整備を進めます。
ユニバーサルデザインの考え方の普及	◇障害のある人が地域の人々とともに自由に行動し、ともに生活していけるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、誰もが暮らしやすいまちづくりの考え方を普及します。
市営住宅入居に係る優遇等	◇障害のある人・高齢者等の世帯については、入居収入基準の緩和や入居者選考が公開抽選の場合、当選確率を優遇します。
市営住宅の整備	◇市営住宅の建替や室内設備の改修を行う際には、引き続きバリアフリー化に努めます。



事業・取組	内容
住宅のバリアフリー化の促進	◇障害のある人の日常生活動作がスムーズになり、自立に向けたリハビリテーションが可能になるよう住宅改修事業を実施し、住宅の改修をするために要する費用の助成等を行います。
居住サポート事業の推進	◇障害のある人が地域で住まいを借りやすくするために、障害者サポートセンターはな・はなを中心に、関係機関と連携して居住サポート事業を進めます。 ◇不動産事業者や家主、地域住民へ障害に対する正しい理解を深める啓発活動等も推進します。 ◇親から独立し、“親亡き後”も住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、民間賃貸住宅を含めた住まいの場の確保・入居支援策を推進します。
共同生活援助（グループホーム）の整備促進	◇障害のある人の自立生活を支援する共同生活援助（グループホーム）の整備に向けて民間事業者を支援します。

（３）移動・交通対策の推進

現状

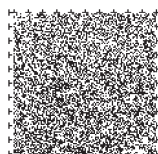
- ◆外出時に付き添うヘルパーの人材不足解消を図るため、地域自立支援協議会でヘルパー募集のチラシを作成し、市内の公民館等に掲示や配布を行いました。
- ◆慢性的なヘルパー不足のため、移動支援が思うように利用できない状況が続いています。

施策の方向

- 障害のある人の社会参加を支援するため、障害のある人が移動しやすく生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した交通環境づくりに努め、移動支援の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
移動支援の充実	◇障害のある人の社会参加を支援するため、移動支援に関するサービス等の充実に努めます。 ◇外出時に付き添うガイドヘルパーの確保や質的向上に向けた検討を進めます。



事業・取組	内容
交通安全対策の推進	◇障害のある人が安心して暮らせるよう、交通ルールの遵守と正しい交通のマナーについて広く呼びかけるとともに小学校や保育所・幼稚園等での交通安全教室や自転車教室等の交通安全対策を推進します。 ◇歩道やガードレール、点字ブロック等の施設整備を通して、安全な交通環境づくりに努めます。

(4) 防犯・防災対策の推進

現状

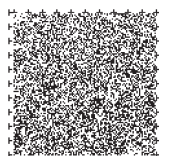
- ◆災害時の情報発信手段として、防災ラジオと防災アプリにより、防災情報を迅速・確実に伝える体制を整備し、聴覚障害のある人に対しては、文字表示付き防災ラジオの貸与を行いました。
- ◆障害のある人に配慮した避難所の体制整備として、避難所開設時に、障害のある人に配慮した避難スペースや歩行通路の確保等を行っています。また、聴覚障害者向けの避難所会話カードを準備しています。
- ◆悪質商法等による消費者被害の防止等、障害のある人や高齢者を狙った犯罪について、消費者庁の出前講座講師派遣事業の周知・活用を特別支援学校に働きかけています。

施策の方向

- 災害時に際して障害のある人をはじめとする避難行動要支援者に配慮した避難支援の体制整備に努めます。
- 障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止を推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
避難行動要支援者の避難支援体制の充実	◇避難行動要支援者避難支援計画に基づく、地域の関係機関と連携を図りながら、避難行動要支援者が迅速にかつ円滑に避難できる体制づくりに努めます。 ◇大災害時には自助、共助の力が非常に大切になるため、避難支援の中心となる自主防災組織の設立・支援を進めるとともに、福祉部局と連携して個別避難計画の作成に取り組みます。



事業・取組	内容
災害時等の情報発信	◇災害・緊急時には、防災ラジオ、防災アプリ、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ放送、メール、SNS等により速やかな情報提供を行います。 ◇尾道市防災情報メールや緊急速報メールの利用拡大に向け、障害者手帳取得時や各種会議の際に周知を行い、情報伝達体制の整備に努めます。 ◇全世帯で防災ラジオと防災アプリにより、防災情報が確実に入手できる体制づくりに取り組みます。
避難場所の整備	◇身近な地域で利用できる福祉避難所の充実を図ります。 ◇トイレの洋式化をはじめ、必要な備品や設備の充実など、障害のある人に配慮した避難所の体制整備を進めるとともに、福祉避難所との連携を図ります。 ◇緊急避難場所に指定されている公園や広場等についても、改修等の際には障害のある人に配慮した整備に努めます。
防犯対策の充実	◇悪質商法等による消費者被害の防止のため、地域サロンにおいて、障害のある人や高齢者を狙った犯罪に関する情報提供や防犯対策の周知を図ります。

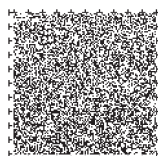
(5) 情報提供の充実

現状

- ◆「障害者の福祉制度」冊子を更新するほか、障害福祉サービス事業所一覧等の情報を毎年更新しています。
- ◆令和3年度の地域自立支援協議会権利擁護部会では、部会員である当事者団体代表者が参画し、障害のある人やその家族が必要としている情報ニーズをまとめた「障害の理解啓発パンフレット」を作成しました。

施策の方向

- 情報ニーズの把握に努め、ICT（情報伝達技術）も活用した情報のバリアフリー化に努めます。



【主な事業・取組】

事業・取組	内容
障害福祉や制度に関する情報提供の充実	◇市役所の窓口や市広報や福祉便覧、市社協だより、市のホームページ等による情報提供の充実を図ります。 ◇社会資源マップの作成、福祉サービスや制度に関する出前講座を実施する等、多様な情報提供に努めます。 ◇市政情報を発信する際には、点字及び録音テープ等による広報など、障害のある人の情報のアクセシビリティに配慮した多様な広報を工夫します。
情報のバリアフリー化	◇近年の ICT（情報伝達技術）の進展に対応して、障害のある人がインターネット等に親しめる環境整備を進めます。
相談支援事業所と連携した情報提供の充実	◇相談支援事業所との連携を図りながら、情報を提供する機会を充実します。
情報ニーズの把握	◇当事者団体や障害のある人の声から、障害のある人やその家族が必要としている情報のあり方について把握を行います。

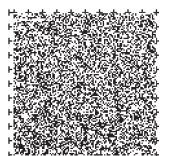
(6) スポーツ・文化活動の推進

現状

- ◆当事者団体及び障害者福祉センター主催行事へスポーツ推進委員によるボッチャ等の派遣指導を行っています。
- ◆障害のある人の芸術文化活動を促進するため、広島県主催のあいサポートアート展では毎年、市役所内等で作品展示を行っています。また、令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集合せずにできる障害者週間行事として、市内障害福祉サービス事業所に呼びかけ、絵画展を開催する等、芸術文化活動の促進を図っています。
- ◆成人式では聴覚障害者向けに手話通訳を依頼するほか、市民大学講座では会場への来訪が困難な方にも参加してもらえよう、同時オンライン配信を実施しました。
- ◆令和4年度にマリン・ユース・センターの遊具をインクルーシブ遊具に更新しました。

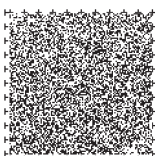
施策の方向

- 障害のある人もない人も「とも」に参加することのできる、インクルーシブスポーツや芸術文化活動を促進し、交流活動を通じた相互理解を深める機会の充実に努めます。



【主な事業・取組】

事業・取組	内容
スポーツ・レクリエーション活動の充実	◇尾道市身体障害者福祉連合会や尾道市社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、尾道市スポーツ推進委員協議会、尾道市マリンスポーツ推進事業「尾道海属」等と連携しながら、スポーツ大会及び各種イベントの開催を支援し、障害のある人が多様な活動に参加できる機会の充実に努めます。
スポーツ大会の参加促進	◇広島県パラスポーツ協会と連携し、用具の整備や指導者向け研修、インクルーシブスポーツ体験会を開催することで、障害のある人が多様な活動に参加できる機会の充実に努めます。 ◇広島県障害者スポーツ大会への出場や各種スポーツ大会への参加を促進するため、支援団体や関係機関との連携を図るとともに情報提供に努めます。 ◇障害のある人が参加しやすくなるバリアフリーの環境整備に取り組めます。 ◇サイクリングやウォーキングイベント等に、障害のある人や車いすを使用している人が参加をしやすくなる工夫を検討します。
スポーツを通じた交流活動の推進	◇スポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、パラアスリートとの交流など、スポーツを通じた交流活動を推進します。
芸術文化活動の促進	◇障害のある人の芸術文化活動を促進するため、あいサポートアート展等を通じて作品展示を行います。 ◇障害のある人が作成した絵画等の芸術作品を展示する機会を増やすなど、障害への理解と認識を深めるとともに、障害のある人の芸術文化活動を促進します。
文化活動への支援	◇障害のある人の文化活動への参加を促進するため、講座・教室の内容や開催日時、場所に配慮して開催するなど工夫を図ります。
生涯学習活動	◇市民の生涯学習の機会を提供するとともに、障害のある人が参加しやすい活動の企画を増やすことで、生涯学習活動への参加を支援します。 ◇市民相互の交流活動を通じて、障害のある人への理解を深めます。



(7) 社会参加の促進

現状

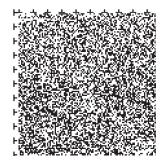
- ◆スポーツ・レクリエーション教室開催等事業や当事者団体等の活動や地域での勉強会開催、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業を尾道市社会福祉協議会に委託し事業を実施しています。
- ◆障害のある人となない人との交流を図る等、社会参加しやすい環境づくりを進めていますが、外出時に付き添うヘルパー不足のため、希望する障害のある全ての人が利用しにくい状況にあります。

施策の方向

- 障害の有無に関わらず、互いに支えあい、自ら希望する地域で、本人が望む生活ができる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
余暇や日中活動の場の充実	◇年齢や障害特性に応じた余暇や日中活動の場について充実を図ります。 ◇地域の資源を活用し、住み慣れた地域で本人が望む生活が送れるよう環境づくりに努めます。
当事者活動の推進	◇障害のある人が同じ障害のある人やその家族に対して、同じ立場に立って助言・支援するボランティア活動を推進します。 ◇自主的な学習会や相談会等と連携し、家族会の活動支援を進めます。
ボランティア活動の促進	◇尾道市社会福祉協議会を中心に、ボランティア活動を通して、障害のある人が社会活動へ積極的に参加できるよう、各種ボランティア活動の連携を保ち、ボランティア人材の養成に努めます。
社会参加促進事業の充実	◇尾道市社会福祉協議会を中心に、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業や当事者団体等の活動、地域での勉強会開催、



事業・取組	内容
	点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業を実施しています。 ◇自動車運転免許取得・改造助成事業を継続し、障害のある人の社会参加を支援する事業を進めます。
社会参加しやすい体制・環境整備	◇障害のある人となない人との交流を図るなど、社会参加しやすい環境づくりを進めます。 ◇コミュニケーション支援事業（手話通訳者、要約筆記者の派遣など）の利用の拡大に努めます。 ◇関係施設において、障害のある人にとっても利用しやすい施設とするため、バリアフリー化やトイレの洋式化に取り組んでいます。

（８）権利擁護の推進

現状

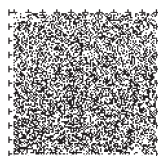
- ◆医療ソーシャルワーカーの配置されている医療機関と連携し、医療・困りごと相談について心理的・社会的不安の軽減を図っています。
- ◆認知症、知的障害、精神障害のある人の金銭管理や契約締結等を支援する成年後見制度について、利用申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行っています。

施策の方向

- 障害のある人が自立するための活動を支援する事業を行い、参加を促進します。
- 障害のある人が安心安全な生活を送るために、それぞれの権利や自由を守ることで権利擁護の取組を促進します。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
社会参加促進事業の支援	◇尾道市社会福祉協議会に委託している社会参加促進事業の中で、生活訓練事業や障害のある人が自立するための活動を支援し、参加を促進します。



事業・取組	内容
医療ソーシャルワーカーによる医療・困りごと相談	◇社会的背景が複雑になる中、相談内容も多岐にわたってきており、それらに対応できるよう関係機関と連携して総合的な相談窓口としての機能を維持します。 ◇医療ソーシャルワーカーの配置されている医療機関と連携し、心理的・社会的不安の軽減を図ります。
福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用促進	◇認知症、知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人を対象とした福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用を促進します。
成年後見制度利用支援事業の実施	◇認知症をはじめ知的障害、精神障害のある人の金銭管理や契約締結等を支援する成年後見制度について、利用申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。
成年後見制度利用促進計画の推進	◇尾道市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、総合的・計画的な推進を図ります。 ※尾道市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に包含して、尾道市成年後見制度利用促進基本計画を策定しています。

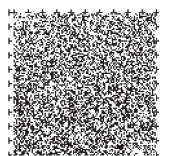
(9) 虐待防止に対する取組の強化

現状

- ◆2か所の尾道市障害者虐待防止センター（尾道センター、因島・瀬戸田センター）で虐待に関する様々な相談に対応しています。
- ◆毎年地域自立支援協議会定例会において、障害福祉サービス全事業所に対し、虐待防止研修を実施しています。

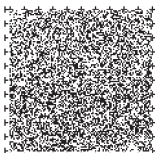
施策の方向

- 障害のある人が虐待から守られ、地域で本人が希望した生活を送り、その尊厳が守られる社会に向けた権利擁護体制の充実に努めます。



【主な事業・取組】

事業・取組	内容
尾道市障害者虐待防止センターの運営	◇2か所の尾道市障害者虐待防止センター（尾道センター、因島・瀬戸田センター）で虐待に関する様々な相談に対応しています。 ◇通報・届出を受理し、虐待の事実があった時は、本人と家族等がよりよい環境で暮らすことができるように支援を実施します。 ◇近年、複雑化している家庭環境により増加している困難事案に対応できるよう、関係機関とより親密な連携を図りつつ、有効な解決策を探っていきます。
虐待防止に向けた関係機関との連携	◇地域自立支援協議会が、各関係機関と連携しながら障害のある人の虐待防止に関する相談対応や啓発、早期発見・早期対応への取組等を進めます。 ◇保護者や介護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を防止するため、介護負担を軽減するサービスや相談の充実を図ります。 ◇虐待については、障害のある人に限らず児童、高齢者、配偶者など、様々な虐待相談窓口や専門機関が市内に複数あるため、連携しながら市全体で対応できるようなネットワークづくりを進めます。
虐待防止に向けた啓発	◇虐待防止に対する理解を深め、発生を未然に防止していくよう、障害福祉サービス事業所に対し、虐待防止研修を継続的に実施し、啓発を行います。また、虐待を発見した場合は、障害者虐待防止センターに通報する義務があることを周知徹底します。



(10) 人権の推進

現状

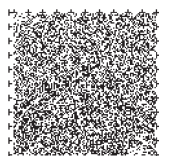
- ◆地域自立支援協議会権利擁護部会で、令和3年度に障害の理解啓発冊子を作成しました。また、部会では「合理的配慮」をテーマに話しあいをする等、協議を重ねています。令和4年度は、「障害の特性と合理的配慮について」と題した出前講座を計4回実施することで地域社会全体での差別の解消に向けた取組を推進しました。
- ◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する尾道市職員対応要領」に基づき、窓口等での不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行っています。
- ◆障害のある人を取り巻く制度や多様化する障害、障害のある人への理解やボランティア意識を高めるよう、毎年4月に職員課主催の新採用職員研修において、障害理解啓発冊子に基づき講義を実施しました。

施策の方向

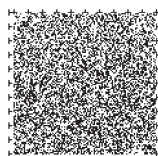
- こころのバリアフリーやノーマライゼーションの考え方を普及し、差別意識を解消するための啓発を継続的に行うとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
人権啓発活動の推進	◇人権展・人権講演会や企業研修等において、こころのバリアフリーや障害のある人に対する差別意識を解消するための啓発を行い、全ての人が生活しやすい社会となるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及に努めます。 ◇広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用し、人権尊重社会の早期実現に向けて、粘り強く人権啓発活動を継続します。
地域社会全体での差別の解消	◇障害者差別解消法に基づき、お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念の普及を図ります。 ◇市民向け出前講座等の開催とともに、ケーブルテレビ放送、FM放送を通じての啓発や企業等に対しても更なる周知を図ります。



事業・取組	内容
	◇地域自立支援協議会権利擁護部会において、関係機関等から提供された差別に関する相談または相談に係る事例を協議するほか、地域における差別を解消するための取組を協議します。
行政機関の窓口等での配慮	◇「障害を理由とする差別の解消の推進に関する尾道市職員対応要領」に基づき、窓口等での不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行います。 ◇手話通訳のできる職員の確保や筆談及び車いすで来庁しやすい動線を確保するなど、合理的配慮に努めます。
市職員の研修の充実	◇障害者差別解消法や障害のある人を取り巻く制度、多様化する障害への理解に向けて、職員研修等を通じ、市職員の意識や知識の向上を図ります。 ◇各種人権問題研修などを通じ、人権を侵害する差別問題を許さない意識の徹底と公務員として行うべき合理的配慮等について理解を深めます。



(11) 医療・リハビリテーション体制の充実

現状

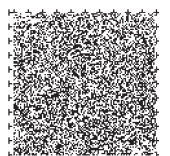
- ◆保健、福祉、医療機関と連携を深めながら、包括的な医療体制の推進を図り、訪問診療、訪問看護及び訪問リハビリテーション等の充実を図っています。医療の充実を図るため、精神科救急医療システムや広島県救急医療情報ネットワーク運営に県内全市町で携わっています。

施策の方向

- 障害の重度化・重複化に対応できるよう関係機関との連携や情報提供体制の強化を図り、医療・リハビリテーション体制の充実に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組	内容
医療体制の充実	◇保健、福祉、医療機関と連携を深めながら、包括的な医療体制の推進を図り、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等の充実を図ります。 ◇市内で対応できない診療科目については、近隣市や広域、県と連携し、診療を受けやすい体制づくりに努めます。 ◇精神科救急医療システムや広島県救急医療情報ネットワーク、精神科救急医療情報ネットワーク（ホームページ）等の情報提供の充実と必要な連携体制づくりに努めます。
自立支援医療の給付	◇指定医療機関との連携により、自立支援医療の周知を図るとともに、医療費の適切な助成に努めます。
医療、保健、福祉、教育の連携	◇障害のある人に保健・医療・福祉サービスを効果的に提供できるよう、障害者サポートセンターはな・はな等を中心に関係機関と連携して支援を行います。 ◇障害の重度化・重複化に対応できるよう医療機関との連携を図ります。 ◇学校での医療的ケアに関する支援など、各学校からの情報収集や関係各課と情報共有を行い、医療と保健・福祉・教育の連携を強化します。
リハビリテーションの充実	◇地域リハビリテーションの推進を図るため、社会資源の発掘と活用にも努めます。



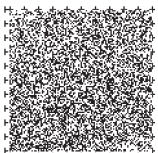
第4章 基本指針による成果目標

1. 成果目標について

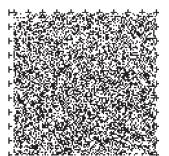
本計画の策定に際し、国の基本指針に示されている成果目標については、次の通りです。

■市町村で設定する成果目標

項 目	国の基準
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
(2) 地域生活支援の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上（就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型概ね1.29倍以上、就労継続支援B型概ね1.28倍以上）
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上
	就労定着支援の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
	就労定着率については、令和8年度の就労定着支援の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上



項 目	国の基準
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
	令和8年度末までに県、各圏域又は各市町村において、医療的ケア児等の支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
	地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築



2. 成果目標に対する目標値

障害のある人の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点と比べて5%以上削減する成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障害者で、家族も高齢化していることが多く、地域移行の必要性について、関係機関等と連携して見極めを行い、地域移行に向けた支援に努めます。

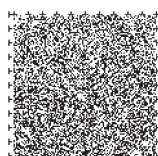
項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活への移行者数	1人	11人
施設入所者数の削減見込	11人	9人

（2）地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する成果目標については、その目標を達成しており、引き続き維持・充実に努めます。

項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備	2か所	2か所
コーディネーターの配置人数	3人	3人
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	10人	10人
運用状況の検証・検討	2回／年	2回／年



② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関する支援ニーズを把握するとともに、その支援体制の整備を進めます。

項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	支援ニーズの把握について未実施	支援ニーズを把握してその支援体制を整備

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

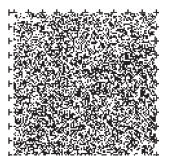
令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上(就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型概ね1.29倍以上、就労継続支援B型概ね1.28倍以上)とする成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

項 目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
一般就労への移行者数	就労移行支援	12人	16人
	就労継続支援A型	0人	2人
	就労継続支援B型	19人	25人

② 就労移行支援利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項 目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	50.0% (2か所)	75.0% (3か所)



③ 就労定着支援の利用者数

令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項 目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
就労定着支援の利用者数	12人	17人

④ 就労定着率

令和8年度の就労定着支援の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とする成果目標については、その目標を達成しており、引き続き現状を維持するように努めます。

項 目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
就労定着支援の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	100.0% (2か所)	100.0% (2か所)

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

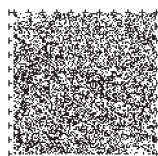
① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する成果目標については、その目標を達成しており、引き続き現状を維持するように努めます。

項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置	3か所	3か所

② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する成果目標については、その目標を達成するように努めます。



項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
保育所等訪問支援を実施する事業所数	9 か所	10 か所
保育所等訪問支援等の活用による障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築	未実施	推進体制の整備

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

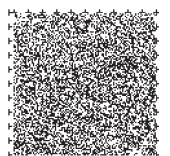
令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する成果目標については、その目標を達成しており、引き続き維持・充実に努めます。

項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所	2 か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2 か所	2 か所

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和8年度末までに、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する成果目標については、その目標を達成しており、引き続き維持・充実に努めます。

項 目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	10 人	12 人



（５）相談支援体制の充実・強化等

令和８年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する成果目標については、その目標を達成しており、引き続き維持・充実するように努めます。

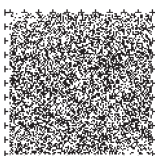
また、令和８年度末までに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとともに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行い、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する成果目標についても、その目標を達成しており、引き続き維持・充実するように努めます。

項 目	現状 (令和４年度)	目標 (令和８年度)
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	有	有
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制	有	有

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する成果目標については、その目標を達成しており、引き続き維持・充実するように努めます。

項 目	現状 (令和４年度)	目標 (令和８年度)
障害福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	有	有



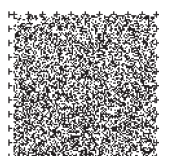
第5章 基本指針による活動指標

国の基本指針に基づく活動指標のうち、障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれています。それぞれのサービスについて、国の基本指針に基づき、実績値を踏まえた見込みと確保策を以下の「1」～「4」の項目で設定します。

また、障害福祉サービスの施策を充実させる環境づくりとして、国の基本指針に基づき、見込みと確保策を以下の「5」～「8」の項目で設定します。

1. 訪問系サービス

項 目	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。



■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

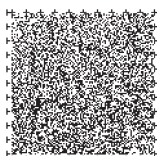
項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	163	163	200	205	210	215
	時間/月	2,913	2,720	3,300	3,356	3,413	3,471
重度訪問介護	人/月	12	13	10	10	10	10
	時間/月	5,188	6,911	4,800	4,865	4,932	4,999
同行援護	人/月	54	54	74	79	84	89
	時間/月	1,271	1,275	1,650	1,715	1,782	1,852
行動援護	人/月	15	23	24	27	29	33
	時間/月	193	231	270	276	281	287
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

時間/月・・・1か月間の総利用時間

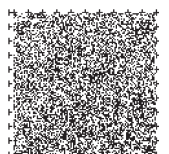
■見込み量の確保策

- サービスの実施にあたっては、地域自立支援協議会での情報共有を通じて、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築など、サービス基盤の確保に努めます。
- サービス利用者の増加や施設入所者の地域移行等の進行を見込みながら、十分な在宅サービス提供体制を確保できるよう、障害福祉サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。
- サービスの質の向上を図るため、事業所に対し、技術・知識の向上を目的とした研修会や講演会等の情報提供について必要な支援を行います。
- 高齢の障害のある人が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービス等との連携の強化を図ります。
- 医療的ケアが必要な人や重度心身障害のある人が必要な支援を受けられるよう、サービスの確保に努めます。



2. 日中活動系サービス

項 目	内 容
生活介護	常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（18か月）】
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】【長期入院・入所（36か月）】
就労選択支援	障害のある人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するサービスです。（令和7年度から開始予定）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24 か月）】
就労継続支援 A型	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。なお、労働基準法等の関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 B型	就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない。）一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
短期入所（医療型）	医療ニーズの高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

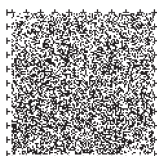
項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	430	433	475	492	510	528
	人日/月	8,759	8,798	8,900	9,081	9,265	9,454
(うち重度障害者)	人/月	128	169	174	180	183	190
	人日/月	2,950	3,882	3,989	4,140	4,200	4,370
自立訓練(機能訓練)	人/月	3	2	2	2	3	3
	人日/月	65	45	46	55	65	65
自立訓練(生活訓練)	人/月	14	10	22	28	34	43
	人日/月	560	153	270	308	352	402
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	20	40
就労移行支援	人/月	15	16	29	30	32	33
	人日/月	263	294	470	478	486	494
就労継続支援A型	人/月	51	52	50	50	51	52
	人日/月	1,059	1,129	1,150	1,150	1,200	1,250
就労継続支援B型	人/月	488	503	490	496	503	510
	人日/月	8,592	8,840	8,800	9,064	9,337	9,618
就労定着支援	人/月	19	18	27	32	39	47
療養介護	人/月	26	23	26	26	26	26
短期入所(福祉型)	人/月	87	95	145	149	153	156
	人日/月	543	571	610	617	625	633
(うち重度障害者)	人/月	7	10	12	13	14	15
	人日/月	55	73	83	88	93	98
短期入所(医療型)	人/月	3	5	14	17	20	24
	人日/月	13	18	75	104	145	202
(うち重度障害者)	人/月	0	1	1	2	2	2
	人日/月	0	1	1	2	2	2

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

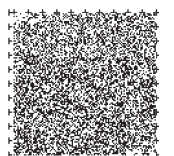
人日/月・・・1か月間の延利用者数

■見込み量の確保策

- サービスの実施にあたっては、市内の事業所及び圏域の自治体で調整を行いつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。



- 就労継続支援をはじめ、就労系のサービス提供事業所は増えており、引き続き就労に対する意向や継続に向けたサービスの質の向上に努めるほか、就労継続支援事業所における受託作業の拡大を支援していきます。
- 障害特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場を確保するため、事業所の拡充を促進します。
- 必要とされるサービス量とその質を確保するため、人材の育成や確保に努めます。
- 福祉施設やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携し、就労に関する地域の課題把握やその改善施策の検討を行います。
- 医療的ケアが必要な人や児童を対象とする短期入所のサービス確保に向けて、引き続き検討を行います。



3. 居住系サービス

項 目	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

■実績と見込み量

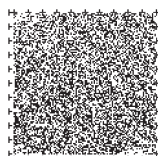
(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	2	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	238	242	250	263	276	290
(うち重度障害者)	人/月	64	69	70	75	75	75
施設入所支援	人/月	174	177	185	182	179	176

【 単位 】 人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込み量の確保策

- 共同生活援助（グループホーム）に対するニーズの高さを踏まえつつ、当事者団体、事業所、市及び県の連携によって、グループホーム等の基盤整備を促進するとともに、事業所へ必要な支援に努めます。
- 地域生活への移行及び在宅生活者や介護者の高齢化に対応するため、民間事業所による共同生活援助（グループホーム）の設置を推進します。
- 共同生活援助（グループホーム）の利用にあたり、体験利用や相談等の必要な支援を行います。
- 施設入所支援については、地域生活への移行を希望する人に向けた相談支援を図るとともに、安心して施設を利用できる体制の確保に努めます。



4. 相談支援

項 目	内 容
計画相談支援	全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する人を対象に、住居の確保や地域に移行するためのその他の活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。

■実績と見込み量

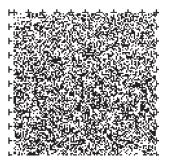
(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	303	350	325	337	349	362
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込み量の確保策

- 相談支援専門員の負担が少なくなるよう、関係機関等との連携を密にし、利用者一人ひとりにあったサービス等利用計画が効率的に作成できるよう連携強化に努めます。
- 地域移行支援と地域定着支援について、サービス利用につながるよう医療機関等と連携するとともに、サービス等利用計画作成時等に利用意向を把握し、希望者への対応に努めます。
- 障害者（児）相談支援及び地域生活支援事業の相談支援事業をあわせた包括的な相談支援体制の構築を推進します。



5. 発達障害者等に対する支援

(1) パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の 受講者数及び実施者数

■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
受講者数（保護者）	人/年	0	0	0	5	5	5
実施者数（支援者）	人/年	0	0	10	10	10	10

■見込み量の確保策

- 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、パARENTプログラムやパARENTトレーニング等の家族等に対する支援体制の整備に努めます。

(2) パARENTメンターの人数

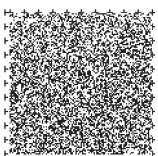
■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
パARENTメンターの人数	人/年	5	5	6	7	7	8

■見込み量の確保策

- 障害のある人同士や家族同士による、ピアサポートやパARENTメンターとして活動を希望する方への情報提供を行い、人員確保に努めます。



(3) ピアサポートの活動への参加人数（ペアレントメンター活動を含む）

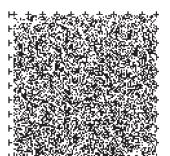
■実績と見込み量

（令和5年度は見込み）

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	11	15	15	15

■見込み量の確保策

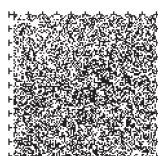
- 障害のある人同士や家族同士による、ピアサポートやペアレントメンター活動を推進します。



6. 精神障害に対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障害者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障害やアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項 目		内 容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障害者の地域移行支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の地域定着支援		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の共同生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の自立生活援助		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障害者の自立訓練（生活訓練）		現在利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。



(1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

① 協議の場の開催回数

■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議の場の開催	回/年	3	2	4	2	2	2

■見込み量の確保策

- 市内の精神科医療機関、相談支援事業所、サービス提供事業所等の関係機関による会議体（全体会、個別ケース検討会）を設置し、地域における精神障害のある人の支援体制の整備に努めます。

② 協議の場への関係者の参加者数

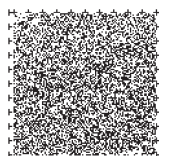
■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

項 目		単位	実績			見込み		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健関係者		人/年	2	2	2	3	3	4
医療機関	精神科	人/年	3	3	3	3	3	3
	精神科以外	人/年	0	0	0	0	0	0
福祉関係者		人/年	6	5	5	4	4	4
介護関係者		人/年	1	1	1	1	1	1
当事者及び家族等		人/年	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

- 市内の精神科医療機関、相談支援事業所、サービス提供事業所等の関係機関による会議体（全体会、個別ケース検討会）を設置し、関係機関との連携の強化に努めます。



③ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
目標設定及び評価の 実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込み量の確保策

- 目標設定及び評価を行うことにより、協議の充実を図ります。

(2) 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）

■実績と見込み量

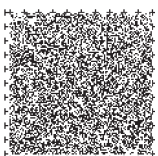
(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
精神障害者の 地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
精神障害者の 地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1
精神障害者の 共同生活援助	人/月	48	43	42	44	45	47
精神障害者の 自立生活援助	人/月	0	0	1	1	1	1
精神障害者の 自立訓練（生活訓練）	人/月	9	9	9	9	9	9

【 単位 】 人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込み量の確保策

- 地域移行支援は、協議の場で地域の実情を把握し、サービス提供体制の整備を図ります。
- 共同生活援助（グループホーム）は、精神障害のある人の地域生活を支えるために欠かせないサービスであり、民間事業所による共同生活援助（グループホーム）の設置を推進します。



7. 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のため、次に関する見込みを設定します。

項 目	内 容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みをそれぞれ設定します。
地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

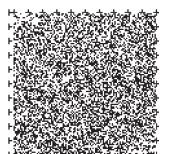
（1）基幹相談支援センターの設置

■実績と見込み量

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保策

- 基幹相談支援センターについては、障害者サポートセンターはな・はな（尾道市内）と、はな・はな因島瀬戸田相談センターの2か所を設置しており、総合的、専門的な相談支援体制の充実に努めます。



(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

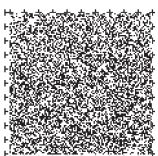
■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センター による地域の相談支援 事業所に対する訪問等 による専門的な指導・助 言件数	件/年	60	60	60	60	60	60
地域の相談支援事業所 の人材育成の支援件数	件/年	12	25	24	25	26	27
地域の相談機関との 連携強化の取組の実施 回数	回/年	4	6	4	4	4	4
個別事例の支援内容の 検証の実施回数	回/年	326	218	350	350	350	350
基幹相談支援センター における主任相談支援 専門員の配置数	人/年	2	2	4	4	4	4

■見込み量の確保策

- 基幹相談支援センターに専門的職員を配置し、総合的・専門的な相談支援を実施しています。
- 地域自立支援協議会での事例検討等を通して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を実施します。また、研修会等を実施し、人材育成を行います。
- 地域の相談機関との連携強化を図ります。



(3) 地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

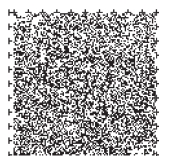
■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回/年	0	1	1	1	1	1
事例検討参加事業者・機関数	事業者・機関数	0	20	20	20	20	20
地域自立支援協議会の専門部会の設置数	部会設置数	9	10	10	10	10	10
地域自立支援協議会の専門部会の実施回数	回/年	55	44	41	44	44	44

■見込み量の確保策

- 地域自立支援協議会での事例検討等を通じて関係機関と連携を図り、地域課題等の解消及び改善に取り組めます。



8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化を目指します。

項 目	内 容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

（１）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

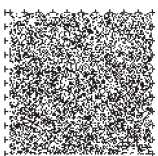
■実績と見込み量

（令和５年度は見込み）

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	4	5	4	5	6	7

■見込み量の確保策

- 県や関係機関が開催する専門的研修に、市職員が積極的に参加します。



(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

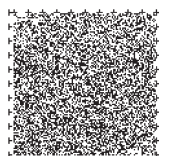
■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	未設置	未設置	未設置	設置	設置	設置
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1

■見込み量の確保策

- 障害福祉サービス等の質を向上させるため、事業所や圏域の自治体と連携し取り組みます。
- 障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析や活用を行いサービスの質の向上に努めます。

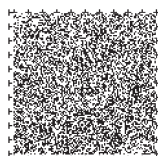


第6章 地域生活支援事業について

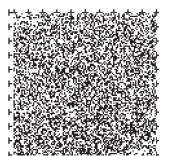
地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本市では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

項 目		内 容
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	障害のある人や児童が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害についての理解を深める研修・啓発を行う事業です。
	自発的活動支援事業	障害のある人や児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。
	相談支援事業	● 障害者（児）相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業） 障害のある人や児童、保護者からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止、成年後見制度の利用等、権利擁護のための援助を行う事業です。 本市では、基幹相談支援センターとして、障害者サポートセンターはな・はな（尾道市内）と、はな・はな因島瀬戸田相談センターの2か所を設置し、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を行います。 ● 住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。



項 目		内 容
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業等、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	障害のある人が日常生活に必要な用具等を給付する事業です。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人や児童の生活支援を図ります。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う事業です。
	地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人等の地域生活支援の促進を図る事業です。
任意事業	訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害のある人や児童の日中における活動の場を提供する事業です。
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する支援を行う事業です。
	スポーツ・レクリエーション教室開催等	各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、体力増強、交流、余暇活動等を支援します。
	芸術・文化講座開催等	障害のある人の芸術・文化活動を振興するため、作品展や音楽会等芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
	点字・声の広報等発行事業	点字や声の広報等により定期的な情報提供を行う事業です。
	奉仕員養成研修事業（点訳・要約筆記・朗読）	手話、要約筆記、点訳、朗読の奉仕員を養成研修する事業です。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成する事業です。
	福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で家族との同居や住居の確保が困難な障害のある人（常時の介護や医療を必要とする場合を除く）に対し、低料金で居室や設備を提供する事業です。

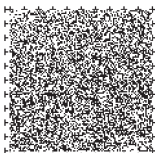


■実績と見込み量

【必須事業】

(令和5年度は見込み)

項 目			実績			見込み		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談 支援 事業	障害者（児）相談支援事業	実施か所数	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		実利用者数/年	9	8	8	9	10	11
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	有	有	有	有
支援 意思 疎通 事業	手話通訳者設置事業	設置見込み者数	0	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数/月	8	12	30	30	30	30
日常 生活 用具 給付 等 事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	10	10	25	33	44	59
	自立生活支援用具	給付件数/年	24	27	32	33	34	35
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	40	22	35	37	40	43
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	22	30	35	34	33	32
	排せつ管理支援用具	給付件数/年	3,443	3,390	3,800	3,863	3,928	3,993
	居宅生活動作補助用具	給付件数/年	6	5	5	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業		研修修了者数/年	11	13	33	33	33	33
移動支援事業		実利用者数/月	73	97	120	122	124	126
		利用時間数/月	555	597	1,000	1,018	1,037	1,056
地域活動支援センター 機能強化事業		実施か所数	1	1	1	1	1	1
		実利用者数/月	24	47	38	38	38	38



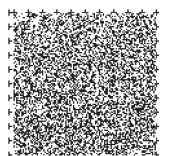
【任意事業】

(令和5年度は見込み)

項 目		実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数/月	7	6	11	14	18	23
日中一時支援事業	実利用者数/月	209	223	240	242	244	245
生活サポート事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリエーション 教室開催など	参加者/年	33	550	2,100	2,187	2,278	2,372
芸術・文化講座開催など	参加者/年	49	130	180	181	181	182
点字・声の広報等発行事業	発行回数/年	141	149	180	179	178	176
奉仕員養成研修事業（点訳・ 要約筆記・朗読）	研修修了者数/年	9	11	50	50	51	51
自動車運転免許取得・改造助 成事業	助成件数/年	4	4	4	4	5	5
福祉ホーム事業	実利用者数/月	1	1	3	3	4	4

■見込み量の確保策

- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、「尾道市障害者サポートセンターはな・はな」を中心とした相談支援の拡充を図り、地域自立支援協議会等による関係機関との連携を強化します。
- サービス利用対象者の状況等やサービス需要を把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、利用者が必要とするサービスを提供できるよう努めます。
- 日常生活支援は、引き続き十分なサービス量が提供されるよう事業所の運営の支援に努めます。
- 社会参加支援は、必要とする人が確実に事業を利用できるよう事業の周知に努めます。
- 尾道市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、総合的・計画的な推進を図ります。



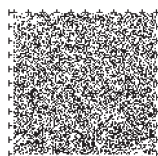
第7章 障害児福祉サービスの見込みと確保策

障害児支援を行うには、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害児のライフステージに応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害児が障害児支援を利用することで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障害児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

1. 障害児通所支援、障害児相談支援等

項 目	内 容
児童発達支援	児童発達支援事業所に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後または休業日に放課後等デイサービス事業所の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援事業所の職員が発達支援の必要な児童の通う施設（保育所等）を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供するものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童または保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。



■実績と見込み量

(令和5年度は見込み)

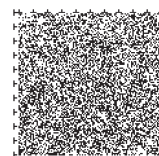
項 目	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人/月	319	327	325	328	331	334
	人日/月	2,475	2,735	2,950	3,056	3,167	3,281
放課後等デイサービス	人/月	480	551	400	420	440	462
	人日/月	3,423	4,410	3,200	3,389	3,590	3,802
保育所等訪問支援	人/月	22	14	19	20	21	23
	人日/月	22	14	19	20	21	23
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	180	184	185	200	216	233
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	8	9	7	10	13	18

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

人日/月・・・1か月間の延利用者数

■見込み量の確保策

- 児童の発達状況等にあわせて事業所を保護者等が選択できるよう、事業所情報の提供を行います。
- 児童福祉に関わる機関との連携を図り、必要なサービスが提供できるような体制づくりを推進します。
- 障害児相談支援と通所事業所が連携して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- 地域自立支援協議会児童部会等を通じて、関係機関との連携を図り、通所支援等の体制の充実に努めます。



2. 子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等は、次のサービス種別を行います。

項 目	内 容
保育所における障害のある児童の利用	保育所において、障害のある児童に対して、加配対応を行います。
認定こども園における障害のある児童の利用	認定こども園において、障害のある児童に対して、加配対応を行います。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある児童の利用	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）において、障害のある児童に対して利用を支援します。

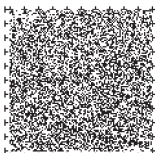
■実績と見込み量

（令和5年度は見込み）

項 目		実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	実利用者数/月	53	64	51	47	44	41
認定こども園	実利用者数/月	47	44	51	56	62	69
放課後児童健全育成事業	実利用者数/月	199	203	256	271	286	302

■見込み量の確保策

- 各年度のサービス見込み量は、地域自立支援協議会における関係者の意見等を踏まえるとともに、関係機関と連携のもと障害のある児童を支援する子ども・子育て支援を進めます。



第8章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

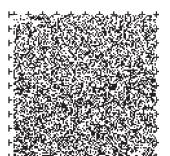
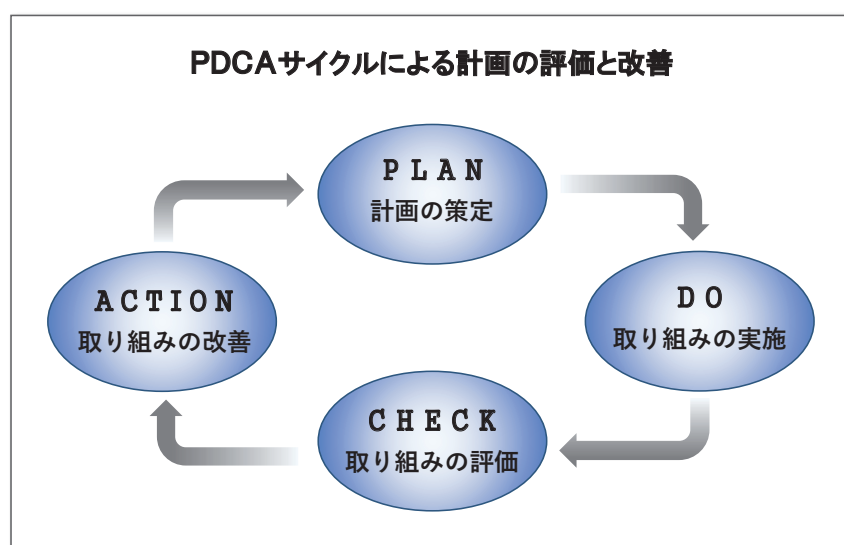
障害のある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障害のある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況及び成果を点検・評価した上で（Check）、取組の改善・見直しを行う（Action）、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については担当課が関係部署と連携して行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、尾道市地域自立支援協議会に意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。



参考資料

1. 設置要綱

(1) 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者保健福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）を策定するため、尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な調査、研究及び審議を行い、市長に意見を述べるものとする。ただし、障害福祉計画及び障害児福祉計画において、前期の障害福祉計画及び障害児福祉計画から成果目標の確認、サービスの見込量の見直し等、軽易な変更のみを行う場合は、この限りでない。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関の代表者
- (3) 民生委員児童委員の代表者
- (4) 障害福祉サービス事業所の代表者
- (5) 障害者関係団体の代表者
- (6) ボランティア団体の代表者
- (7) 関係行政機関の代表者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

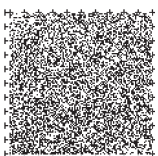
第4条 委員は、計画を策定したときをもって委嘱又は任命を解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会の任務を補佐するため、幹事会を設置する。

2 幹事会は、福祉保健部長及び庁内の関係する部署の課長をもって構成する。

(会長等)

第8条 幹事会に会長を置き、福祉保健部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、社会福祉課長がその職務を代行する。

(幹事会の会議)

第9条 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第10条 会長は、幹事会の会議において必要があると認められるときは、第三者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

付 則

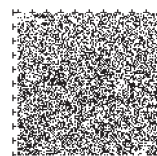
この要綱中第1条の規定は、平成29年11月1日から、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。



(2) 尾道市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾道市相談支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定。以下「事業要綱」という。）第6条に規定する地域自立支援協議会に関し事業要綱に定めるほか必要な事項について定めるものである。

(組織)

第2条 尾道市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の委員は、別表に定める関係機関の代表者、職員等のうちから、市長が委嘱又は任命する。

2 協議会に会長を置き、福祉保健部社会福祉課長をもってこれに充てる。

3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

4 協議会の会議は、次に掲げる会議を必要に応じて開催する。

(1) 全体会議

(2) 地域生活支援定例会議

(3) 専門部会

(4) 障害者地域ケア会議

5 協議会が特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協議会設置後最初に到来する任期満了日は、平成20年3月31日とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

2 専門部会及び障害者地域ケア会議の庶務の全部又は一部は事業要綱第3条第2項に規定する受託者において処理する。

(委任)

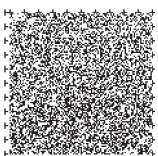
第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が、委員に諮って定める。

2 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関することを他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

付 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 尾道市障害者サービス調整会議設置要綱（平成17年2月1日制定）は廃止する。



付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

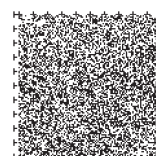
付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

尾道市地域自立支援協議会委員（関係機関）

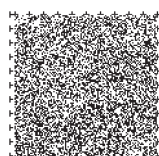
選 出 区 分	関 係 機 関 名
医 療 機 関 代 表 者	一般社団法人尾道市医師会
社会福祉事業関係代表者	一般社団法人尾道市社会福祉協議会
障害福祉サービス事業所代表者	社会福祉法人尾道さつき会（知的）
	社会福祉法人若葉（知的）
	社会福祉法人あづみの森（児童）
	社会福祉法人尾道のぞみ会（精神）
	社会福祉法 若菜（知的）
	社会福祉法人萌え木の里（知的）
	特定非営利活動法人ローズマリー
身体障害者団体代表者	尾道市身体障害者福祉連合会
知的障害者団体代表者	尾道市手をつなぐ連合育成会
精神障害者団体代表者	特定非営利活動法人尾道こころネットよつば会
特別支援学校代表者	広島県立尾道特別支援学校
国 職 員	尾道公共職業安定所
広 島 県 職 員	広島県東部厚生環境事務所・保健所
市 職 員	福祉保健部健康推進課
	福祉保健部社会福祉課
	福祉保健部高齢者福祉課（地域包括支援センター）
	福祉保健部子育て支援課（子育て支援センター）
	福祉保健部因島福祉課
	産業部商工課
	教育委員会



2. 委員名簿

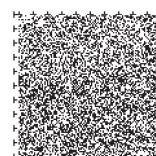
令和5年度 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員名簿

	選出区分	所属		氏名
1	学識経験者	尾道市立大学	経済情報学部 准教授	岡本 隼輔
2	医療機関代表者	尾道市医師会	会長	佐々木 伸孝
3	医療機関代表者	因島医師会	巻幡内科医院	巻幡 徹二
4	民生委員児童委員 代表者	尾道市連合民生委員児童委 員協議会	第10区会長	友宗 一己
5	障害福祉サービス 事業所代表者	(社福) 尾道さつき会	尾道さつき作業所	今川 陽平
6	障害福祉サービス 事業所代表者	(社福) 若葉	総合施設長	副島 基嗣
7	障害福祉サービス 事業所代表者	(社福) 尾道のぞみ会	瑠璃寮	高垣 吉伸
8	障害福祉サービス 事業所代表者	(社福) 若菜	理事長	藤本 達也
9	障害福祉サービス 事業所代表者	(社福) あづみの森	障がい者サポートセン ターあおぎり 所長	榎本 雅允
10	障害福祉サービス 事業所代表者	(社福) 萌え木の里	理事長	三宅 春美
11	障害福祉サービス 事業所代表者	NPO法人ローズマリー	しまなみ瀬戸田夢工房	森 由佳利
12	障害者関係団体代表者	尾道市社会福祉協議会	会長	加納 彰
13	障害者関係団体代表者	尾道市身体障害者福祉連合会	会長	森下 美和
14	障害者関係団体代表者	尾道市手をつなぐ連合育成会	尾道手をつなぐ育成会	丸谷 小百合
15	ボランティア団体 代表者	尾道市ボランティアネット ワーク	会長	熊谷 隆次
16	教育関係	広島県立尾道特別支援学校	教頭	矢野 清美
17	国職員	尾道公共職業安定所	次長	武田 真典
18	広島県職員	広島県東部厚生環境事務 所・保健所	所長	西尾 雅敏
19	市職員	副市長		澤田 昌文
20	教育関係	尾道市教育委員会	学校教育部長	小柳 哲雄



令和5年度 尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会員名簿

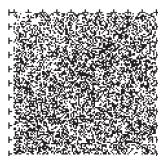
No.	法人名	事業所名	氏名
1	社会福祉法人尾道さつき会	尾道サンホーム	畑橋 亮二
2	社会福祉法人尾道さつき会	むかいしま作業所	藤井 美香
3	社会福祉法人尾道さつき会	児童発達支援センターあいあい	小川 恵美
4	社会福祉法人若葉	因島であいの家	宮地 毅
5	社会福祉法人若葉	生活介護事業所にじ	亀田 和久
6	社会福祉法人尾道のぞみ会	希望の家	若井 貴之
7	社会福祉法人若葉	潮かぜの里	大西 忍
8	社会福祉法人あづみの森	あづみ園	山本 優希
9	社会福祉法人あづみの森	障害者生活支援センターあおぎり	竹原 辰泰
10	社会福祉法人萌え木の里	ワークアップ	三宅 篤
11	特定非営利活動法人花と夢	ウェルカム	黒田 享佑
12	尾道市社会福祉協議会	尾道市社会福祉協議会 地域福祉課	佐藤 友亮
13	社会福祉法人尾道さつき会	尾道市障害者サポートセンターはな・はな	神尾 光美
14	社会福祉法人尾道のぞみ会	尾道市障害者サポートセンターはな・はな	桃谷 栄二郎
15	社会福祉法人若葉	尾道市障害者サポートセンターはな・はな	宮地 美由紀
16	身体障害者団体代表者	尾道市身体障害者福祉連合会	森下 美和
17	知的障害者団体代表者	尾道市手をつなぐ連合育成会	丸谷 小百合
18	精神障害者団体代表者	尾道こころネットよつば会	上角 年孝
19	尾道市	社会福祉課長	水田 章治



3. 計画策定経過

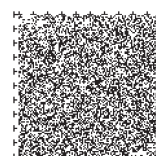
令和5年

2月	事業所アンケートの実施 ・市内の障害福祉サービス等提供事業所を対象
6月7日	第1回 尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会の開催 ・第5次障害者保健福祉計画等策定スケジュールについて ・事業所アンケート報告について ・障害福祉に関するアンケート調査の内容について
7月	障害福祉に関するアンケート調査の実施 ・市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象に関係団体ヒアリングの実施
9月20日	障害保健福祉圏域連絡会議 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況と課題について ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における県の策定方針について ・計画策定における課題について
9月27日	第2回 尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会の開催 ・障害福祉に関するアンケートの結果について ・関係団体アンケート・ヒアリングの結果について ・障害福祉サービス等の見込み値と実績について ・第5次障害者保健福祉計画について
10月30日	第1回 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会の開催 ・尾道市第5次障害者保健福祉計画・尾道市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について
12月5日	第3回 尾道市地域自立支援協議会福祉計画部会の開催 ・尾道市第5次障害者保健福祉計画・尾道市第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画（素案）について
12月21日	第2回 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会の開催 ・尾道市第5次障害者保健福祉計画・尾道市第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画（素案）について



令和6年

1月10日 ～ 2月9日	パブリックコメントの実施
3月4日	第3回 尾道市障害者保健福祉計画等策定委員会の開催 ・尾道市第5次障害者保健福祉計画・尾道市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）について



4. 用語の解説

※初出のページを（ ）で示しています。

あ行

一般就労（P.6）

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。

インクルージョン（P.6）

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう、という理念。

か行

基幹相談支援センター（P.7）

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談などの業務を総合的に行うことを目的とする機関。

共生社会（P.4）

障害の有無に関わらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重しあう社会。

権利擁護（P.4）

障害などのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理人として、財産管理や契約行為などの権利行使を支援すること。

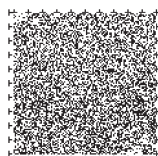
さ行

児童福祉法（P.2）

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されることを目的とする法律。

社会的障壁（P.1）

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなもののこと。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、



制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障害のある人への偏見など）など。

重層的支援体制整備事業（P. 7）

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

障害者基本計画（P. 3）

障害者基本法の規定に基づき国が策定する。障害のある人の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害のある人のための施策に関する基本的な計画。

障害者基本法（P. 1）

障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的として制定された法律。

障害者虐待防止センター（P. 79）

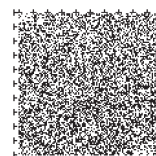
障害者虐待防止法に基づき、障害者の虐待にかかる通報の受理、障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、その他の啓発活動を行う機関。

障害者差別解消法（P. 2）

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律。

障害者自立支援法（P. 2）

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。



障害者総合支援法（P.2）

正式名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
平成 25 年 4 月 1 日から、従来の「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」として障害福祉サービスを一層充実することを目的とするとともに、制度の谷間を埋めるために障害者の定義に難病等を追加した。

障害者権利条約（P.1）

障害のある人の人権及び基本的自由の享有（生まれながらにして身につけて持っていること）を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置などについて定める条約。

障害福祉サービス（P.1）

障害者総合支援法の規定により、障害のある人の障害程度や状況などを踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。

成年後見制度（P.2）

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

た行

地域自立支援協議会（P.46）

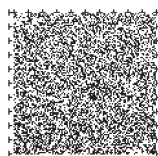
障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療などの関連する分野の関係者から組織されたもの。

地域生活支援事業（P.8）

障害者総合支援法の規定に基づき、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう行う事業であり、地域の実情に応じて、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定する。

地域包括ケアシステム（P.2）

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。



な行

難病（P.2）

特定疾患治療研究事業対象疾患ともいい、原因が不明で、治療方法が確立されていない疾患のこと。

は行

バリアフリー（P.2）

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるために様々な障壁をなくしていくこと。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活に関わる情報面や制度面のバリア、そして差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面。

発達障害（P.2）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害のこと。

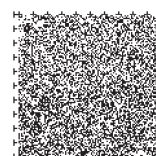
福祉的就労（P.64）

障害などの理由により一般企業などで働くことが困難な人が、障害福祉サービス等の福祉施策を利用して就労すること。

ま行

民生委員児童委員（P.9）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行うもので、都道府県知事などの推薦により厚生労働大臣が委嘱する。児童委員は、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関し、サービスの適切な利用に必要な情報の提供など児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うもの。



や行

ヤングケアラー (P.5)

家族の介護・看病・世話などについて、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っている子どものこと。

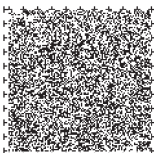
ユニバーサルデザイン (P.71)

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

ライフステージ (P.33)

人生のライフサイクルにおける状況の段階を区分したもの。



尾道市第5次障害者保健福祉計画
尾道市第7期障害福祉計画
尾道市第3期障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 尾道市

編集 尾道市 社会福祉課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目 15-1

Tel : (0848)38-9125 Fax : (0848)38-9206

ホームページ <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>

